

平成19年度政策の実績評価結果（案）【林野庁抜粋版】

(実績評価結果)	頁
・ 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 -----	- 1
・ 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進 -----	- 1

平成19年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成20年6月

担当部局名：林野庁企画課

【施策名】

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮

政策体系上の位置付け

-

【施策の概要<目指す姿>】

森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【施策に関する目標】

① 国土の保全や水源のかん養^{注1}といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO₂の吸収量1,300万炭素トン^{注2}の達成に向けて、間伐^{注3}や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。

目標 ①	重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 (各年度)	100%	93% (見込値)	93% (A)
(ア) 水土保全機能	育成途中にある水土保全林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (基準値:平成15年度:63% 目標値:平成20年度:71%) (平成19年度すう勢値:52.12%)	67.63% (すう勢値から 15.51%増加)	66.01% (見込値) (すう勢値から 13.89%増加)	90%
(イ) 森林の多様性	針広混交林（針葉樹と広葉樹との混交林）などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (基準値:平成15年度:31% 目標値:平成20年度:35%)	34.20% (基準値から 3.2%増加)	34.09% (見込値) (基準値から 3.09%増加)	97%
(ウ) 森林資源の循環利用	育成林（人手により育成・維持される森林）において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (基準値:平成15年度:8億4千万m ³ 目標値:平成20年度:9億8千万m ³)	9億5千万m ³ (基準値から 1億1千万m ³ 増加)	9億4千万m ³ (見込値) (基準値から 1億m ³ 増加)	92%

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 育成林整備事業 【32,069 (36,383) 百万円】
育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等を推進。
- ② 共生環境整備事業 【407 (470) 百万円】
森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO^{注4}等の参画を得た里山林^{注5}の整備等を推進。

<目標に関する分析結果>

- 平成19年度については、森林吸収源対策の加速化の観点から、水土保全機能及び森林資源の循環利用の目標について、見直しを行うとともに、
- ① 間伐遅れの森林を集中的に解消し、森林吸収源対策の加速化を図るための効率的な間伐の実施及び間伐材の利用促進などを推進
 - ② 地域の特色やニーズ、立地条件に応じ、100年先を見据え、針葉樹による単層状態の人工林を、針広混交林化、長伐期化等により多様な森林へと誘導

③ 水産分野や農業分野との連携により、良好な漁場環境の保全や良質な農業用水の安定的な供給に資するための森林整備等の実施等の森林の適切な整備・保全を通じて「美しい森林づくり」を推進する取組を実施したところであり、達成状況は概ね良好であった。

森林は間伐等の適正な管理を行わなければ、その機能が低下することが予想されることから、引き続き適切な森林の整備等を行うことが重要である。

また、今後、より着実に森林整備を推進していくためには、団地間伐等施業の集約化等を進めるとともに、森林所有者や地方負担の軽減等の課題に対応していくことが必要である。

<改善・見直しの方向性>

国土保全や地球温暖化防止など森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるため、森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等も踏まえ、間伐等の実施に必要な地方負担を地方債の対象とすることなどを内容とする「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の制定や、高齢級間伐の利用間伐を推進するための民間資金の活用、事後精算という新たな助成方式の導入等、施策の充実を図りつつ、引き続き総合的な取組を展開する。

② 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。

目標 ②	国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする。(各年度)	100%	94%	94% (A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 政府開発援助国際林業協力事業 【336 (363) 百万円】
CDM植林^{註6}推進のための技術支援、黄砂対策に向けた植生回復実証調査等、熱帯林保全等に対処するための森林施業^{註7}技術の開発等を実施。
- ② 国際林業協力事業及び森林計画推進民間団体委託費 【23 (12) 百万円】
違法伐採対策等の把握のための計量モデルの開発、シベリア・極東地域における持続可能な森林経営の推進など、地球環境問題に対処するための森林施業技術の開発等を実施。

<目標に関する分析結果>

最終評価および中間評価を実施した事業において、妥当性、有効性、効率性等について高い評価が得られた。この結果より、事業実施に当たって現地カウンタパートとのコミュニケーションが十分図られたこと、事業内容は現地に適したものであったこと、相手国から見て一定の事業効果が感じられるものであったこと等が推察される。

我が国は持続可能な森林経営を推進するため、荒廃地植林等の基礎的技術の確立、NGO等の海外植林活動のための情報整備、人材育成、CDM植林など新たな森林・林業協力を実現するための基礎調査等に関する補助事業のほか、国際対話への参画や国際機関を通じた森林資源管理体制の強化支援等を通じて、違法伐採や森林減少・劣化等に関する課題に対処しているところである。

また、持続可能な森林経営の推進は、各国、関係国際機関、NGO等が協力して取り組むべき課題として認識されており、特に違法伐採等の問題は、木材取引等に歪みを生じさせ、国内林業の健全な発展に悪影響を及ぼすものである。

さらに、最近の国際的な議論を見ると、平成20年より京都議定書の第1約束期間が開始されたことから、CDM植林実施のための支援が重要となるとともに、第2約束期間に向けたルールづくりにおいて途上国の森林減少・劣化問題が重要課題となり、平成20年7月の洞爺湖サミットでも大きく取り上げられる見込みとなっている。

こうした国際的な取組状況を踏まえ、各国、国際機関、NGO等との連携を図りながら、今後とも持続可能な森林経営を推進するための各種の取組を進めていくことが重要である。

<改善・見直しの方向性>

国際的な議論の動向や途上国、NGO等のニーズを踏まえつつ、開発途上地域における合法木材及び認証木材^{註8}の普及啓発等に取り組むとともに、CDM植林実施支援のための取組、途上国の森林減少・劣化問題対策のための取組、森林の適切な管理を促進する各種の取組等を通じて、引き続き国際協調の下で、我が国の林業の健全な発展及び各国の森林整備・保全等を進める。

また、開発途上国等に対して適切な支援を行う観点から、引き続きアンケート等により事業の妥当性や効率

性、各国のニーズなどを把握する。

- ③ 国土保全の観点から、山地災害^{注9}のおそれがある約13万6千集落のうち、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について重点的に保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。

目標 ③	山地災害等の防止			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。 (基準値:平成15年度:48,000集落 目標値:平成20年度:52,000集落)	51,200集落 (基準値から 3,200集落増加)	51,200集落 (見込み値) (基準値から 3,200集落増加)	100% (A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 治山事業 【112,012 (119,622) 百万円】
山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備を実施。

<目標に関する分析結果>

平成18年の梅雨前線等による局地的な豪雨等により激甚な山地災害が発生した箇所を中心に迅速な復旧対策を行うとともに、より効果的な事業展開を図るため、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施や、地域における避難体制と連携することによる減災に向けた効果的な事業を推進した結果、本年度の目標を確保できる見込みである。

しかしながら、平成19年においても台風や集中豪雨等により大規模な林地荒廃やこれに起因する土石流などによる激甚な山地災害が発生している状況にあり、引き続き、効果的かつ計画的に事業を推進していく必要がある。

治山事業の実施にあたっては、効率性の向上を図るため、事業の重点化・集中化を進めるとともに、間伐木や転石などの現地発生材の活用などにより、総合的なコスト削減に努めている。

保安林^{注10}については、平成19年度においても引き続き、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林の有する公益的機能の発揮が特に要求される森林について指定(平成18年度末における保安林面積は、1,176万ha(実面積)しているが、森林吸収源対策にも資する天然生林^{注11}についても一層の指定が求められている。

<改善・見直しの方向性>

平成18・19年度に実施された山地災害危険地区の再点検結果を踏まえ、山地災害の危険地区の危険度合いも勘案しながら大規模な山腹崩壊、土石流、地すべり等による山地災害に効果的・効率的に対応する取組を推進していくこととする。

また、地球温暖化の影響により地域的な洪水や渇水が発生しやすい状況を踏まえ、荒廃地や荒廃森林の整備を推進し、森林の有する水資源の貯留や洪水緩和機能等の水土保全機能を発揮させることとする。

保安林については、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策にも資する天然生林の保安林面積の確保が必要となっていることを踏まえ、計画的な指定を行うこととする。また、間伐等の森林施策が十分に実施されず機能が低下した保安林を特定保安林^{注12}に指定し計画的な森林整備を進めることや、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進することにより、その機能の持続的な発揮を確保していくこととする。

- ④ 森林病虫害^{注13}等による被害で最も深刻な松くい虫の被害について、保全すべき松林^{注14}における被害率を全国的に1%未満の「微害」レベルにするとともに、他の森林病虫害やシカ等の野生鳥獣による森林被害を防止し、健全な森林の維持を図る。

目標 ④	森林病虫害等の被害の防止			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	松くい虫の被害について、保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる(被害率が1%未満の「微害」に抑えられている)都府県の割合を100%とする。 (各年度)	100%	60%	60% (B)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 法定森林病虫害等駆除費補助金 【751 (751) 百万円】
松くい虫をはじめとした森林病虫害等の被害対策を実施。
- ② 森林害虫駆除事業委託費 【186 (186) 百万円】
松くい虫被害の先端地域である東北地方の県境地域等において、農林水産大臣命令による防除を実施。

<目標に関する分析結果>

新たに1県で被害率が1%未満の「微害」に抑えられた一方、4県で被害率が1%以上の「中害」となったことにより、保全すべき松林の被害を「微害」に抑えられている都府県の割合は、前年度の67%から60%となった。

この原因としては、平成18年の夏以降、西日本を中心として全国的に高温少雨の状態が続いたことが考えられる。特に冬期(12月～1月)は、例年に比べて暖冬傾向でマツノマダラカミキリの越冬幼虫の死亡率が低かったことや、翌19年度秋(9月～11月)は高温少雨傾向でマツに対するストレスが高かったことが推測される。

ただし、松くい虫被害対策の適切な実施等により、全国の保全すべき松林全体の被害率は微害で推移しており、前年度の0.61%に比べて今年度は0.57%となっていることから、全体的にみれば保全すべき松林がより適切に保全されているものと考えられる。

このように、全国的には保全すべき松林の被害率は減少傾向にあるものの、一部の地域では、暖冬や夏期の高温少雨が一因と考えられる被害の増加がみられるほか、高緯度地域の東北地方において、松くい虫被害が徐々に北上しつつあること、長野県等のより標高の高い地域で新たな被害が発生する傾向にあることなどから、引き続き地域の実情に応じて計画的かつ適確な防除対策を図っていくことが重要である。

なお、森林病害虫等による被害は、まん延性が強く、ひとたび被害を放置すれば自治体の境を越えて広範囲に被害が拡大し、森林の有する国土保全機能の喪失が懸念され、その復旧に当たっては、多大なコストや長期にわたる時間が必要となることから、適切な防除対策により効率的に森林を保全していく必要がある。

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、近年約5～8千haで推移しており、平成18年度には約5千haとなっているが、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、各地で新たな地域における被害が発生する傾向にあり、森林の有する公益的機能への影響等も懸念されているところである。

<改善・見直しの方向性>

保全すべき松林における松くい虫被害の終息化を着実に推進するため、引き続き保全すべき松林等において、伐倒・焼却等による駆除措置や薬剤による予防措置、樹種転換等を適宜適切に組み合わせた総合的かつ適確な防除の実施に努めることとする。

三位一体改革に伴う税源移譲により、平成18年度以降、既に被害がまん延している地域における松くい虫防除事業に要する経費は、都道府県や市町村の財源として措置されており、各都府県の保全すべき松林における被害の終息化を推進していくためには、関係都府県や市町村が連携して地域の実情に応じた防除対策に取り組むことが特に重要となっているが、国としても、被害の再激化が懸念される都府県等については、必要な技術的助言等を行うこととする。

また、被害の先端地域である東北地方等の寒冷地においては、新たな地域での被害発生を阻止するため、引き続き国、県、市町村等が一体となった防除対策を重点的に実施するとともに、航空機等を利用して松林の各種データを取得し、被害木を確実に探査する手法を確立するための調査をモデル的に実施することにより、地域の実情に応じた計画的かつ適確な防除対策に資することとする。

野生鳥獣による森林への被害については、依然として深刻な状況は続いている。このため、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備等の対策も併せて、今後とも森林被害対策を総合的に推進していくこととする。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的に推進することを目的とした「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法」が制定され、本年2月に施行されたところであり、併せて農林水産大臣による基本指針が公表され、現在、市町村において被害防止計画が作成・実行されているところである。これらを踏まえ、今後とも、関係省庁等と連携・協力を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な森林被害対策に取り組むこととする。

⑤ 森林の整備・保全を社会全体で支えていくという気運を醸成していくため、企業、ボランティア団体等による森林づくりや里山林の再生活動促進等により、国民参加の森林づくりを一層推進する。

目標 ⑤	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進			
	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。 (基準値:平成18年度:70万人 目標値:平成21年度:100万人) 平成19年度は「森林づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない年であり、実	/	(実績(推計)値は平成21年度「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握)	有効性の向上が必要である。

績(推計)値を把握することは困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

指標(1)

企業による森林づくり活動実施箇所数

325箇所

指標(2)

森林ボランティア活動件数

3,695件

<目標達成のための主な政策手段>

① 緑化推進対策事業

【184 (150) 百万円】

緑化行事の開催等により国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及啓発していくとともに、企業やNPO等の森林づくり活動のサポート体制整備及び活動の評価手法の開発などの環境整備を推進。

② 森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進

【3,323 (3,695) 百万円の内数】

子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林、観察林、学習展示施設等の整備の推進。

<目標に関する分析結果>

企業による森林づくり活動の実施箇所数は、前年度の数値を大きく上回る見込みとなっている。これは、企業の社会貢献活動に対する関心の高まりとともに、企業等多様な主体の森づくり活動をサポートする「森づくりコミッション²¹⁵」等の活動支援体制の整備が進んできたことによるものと考えられる。

森林ボランティア活動については、平成19年に行われた内閣府の「森林と生活に関する世論調査」では、「森林づくりボランティア活動への参加したいと思う」が、前回調査(平成15年)より14ポイントも増加していることから、平成21年度の目標に向けおおむね順調に推移しているものと考えられる。これは、「美しい森林づくり推進国民運動²¹⁶」や緑化行事の開催等による国民への普及啓発活動や、NPO等が行う先駆的先導的な森林ボランティア活動への支援等により、国民の意識が向上し、国民が参加しやすい環境の整備が図られてきたことによるものと考えられる。

このように、いずれの指標も昨年と同等またはそれ以上の結果となり、総合的には一定の有効性は認められると考えられる。

しかしながら、森林ボランティア活動件数は前年度と比べ増加しているものの、伸びがまだ緩やかであることから、森林ボランティア活動への参加者をさらに増加させるためには、幅広い国民への森林ボランティア活動の情報提供や、参加にあたっての安全確保をするなど、森林づくり活動への参加を促すような環境整備が必要である。

なお、広範な国民が森林づくりに参加できるようにするため、①全国の国民に対して森林づくり活動に関する普及・啓発を行うこと、②企業やNPO等国民が誰でも森林づくり活動に参加できるようサポート体制を全国的に整備すること、③全国的なレベルでの各界や関係団体との連携を図ることなど総合的に国民参加の森林づくりの推進に取り組んでいる。

<改善・見直しの方向性>

企業による森林づくり活動や森林ボランティア活動件数は、平成19年2月より始められている「美しい森林づくり推進国民運動」により増加傾向にあり、今後、これらの活動が適切かつ継続的に進められることが重要である。このため、緑化行事の開催等による普及啓発や、企業、NPO等の森林づくり活動のサポート体制整備を引き続き推進するとともに、「美しい森林づくり推進国民運動」の普及啓発、企業やNPO等が行うための森林づくり活動フィールド情報収集・提供、森林ボランティア活動を楽しく安全に行うための技術向上・安全対策に関する研修の実施について対策を講じることとする。

⑥ 森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者、林業事業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

目標 ⑥	山村地域の活性化			
<達成目標>		<19年度目標値>	実績値	<達成状況>
山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者数、交流人口等の維持・向上を基				

本にしつつ以下の指標を用いて全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。			
(ア) 全国の振興山村地域 ^{注17} の中から抽出した市町村に対し、以下の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合の前年度比			106% (見込値)
1) 新規定住者数 前年度の新規定住者数を維持・向上している市町村の割合			32% (見込値)
2) 交流人口 交流人口が住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上している市町村の割合			61% (見込値)
3) 地域産物等販売額 前年度の地域産物等販売額増加率を維持・向上している市町村の割合			52% (見込値)
(イ) 森林資源を積極的に利用している流域 ^{注18} の数 (約10流域(平成15年度) 約20流域(平成20年度))			21流域 (見込値)
(ウ) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数 (80万人(平成20年度))			71万人 (見込値)

有効性の向上が必要である。

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 森業・山業創出支援総合対策事業 【115 (135) 百万円】
異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出のため、ビジネスプランの選定、実証事業運営等を実施。
- ② 山村力誘発モデル事業 【145 (125) 百万円】
山村と都市が連携して行う、意欲的で先導的な取組を選定・支援してモデルを構築する。併せて山村地域の活性化のための新たな方策の調査等や地域情報の発信等を一元的に実施。

<目標に関する分析結果>

新規定住者等のいずれかの指標を満たす市町村の割合は前年度を上回った。これは、地域産物等販売額が前年度より19ポイント増加したことによるが、消費者の安全・安心な食品や本物へのこだわりや、山村地域の美しい景観や豊かな自然環境などに裏付けされた山村の魅力ある地域の特産物に対する都市住民のニーズが高まっていることによるものと考えられる。

森林資源を有効に利用している流域の数は21流域(見込み)であり、前年度を上回った。これは、施業の集約化等による生産コストの縮減の取組が進められたことに加え、各地に大規模な木材加工場が稼働するなど、森林資源を効率的に利用できる環境が徐々に整備されてきたことによるものと考えられる。

山村地域の住民を対象にした、用排水施設など生活環境整備の受益者数は前年度から13万人増(見込み)となった。この指標は、目標に向けて着実に増加しており、山村地域の定住基盤の整備が確実に進められてきたことによるものと考えられる。

このようにいずれの指標も昨年同等以上の結果となっているものの、新規定住者数及び交流人口についての指標を満たす市町村の割合は前年度と比べ若干減少しており、今後さらに山村の活力を高めていくためには、如何にして就業機会を確保し、定住を促進することで人口減少に歯止めをかけるかが課題である。特に若者やU・Iターン者の定住促進に当たっては、魅力ある就労の場を確保することが重要であり、山村の主要な産業である農林業のみならず、森林、自然景観、農林水産物、伝統文化等の地域資源を有効に活用した山村ならで

はの多様な産業を育成していく必要がある。

また、いわゆる団塊の世代の定年退職等により、農山漁村等で長期滞在や二地域居住への関心は高まっていくものと考えられ、今後このような動きを定住の促進や交流人口の拡大への追い風として、地域の活性化に結び付けていくことが重要である。

国全体として調和がとれた山村振興を実現していくためには、基本的な政策方向やモデルを示していくことが不可欠であるとともに、山村地域の活性化に関する基礎的、全国的な情報やノウハウなどを整備、提供することにより効率的に実施することとしている。

なお、森林資源を積極的に利用している流域の数については、20流域を超えたところであるが、経済動向などにも左右されることから、引き続き平成20年度においても、評価の判断指標とする。

<改善・見直しの方向性>

「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林の多面的機能の発揮のために必要な森林の整備・保全を推進していくためには、定住促進等による山村振興が重要である。そのため、平成20年度においても引き続き、山村地域の良好な生活環境に必要な居住環境の整備の推進に努める。

併せて、優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、魅力ある山村づくりを推進することにより、山村地域の雇用の機会の増大や都市との交流、定住の促進に資する山村再生のための総合的な対策を実施する。

【施策に関する評価結果】

森林は、「緑の社会資本」として、地球温暖化の防止、国土の保全や水源かん養をはじめとする多様な機能を有し、国民生活を守る上で大きな役割を果たしている。

特に、平成20年度から始まる京都議定書の第1約束期間において、我が国の温室効果ガスの6%削減約束の達成に向け、3.8%相当(1,300万炭素トン)を森林による二酸化炭素吸収により確保するとしているなど、森林の整備・保全の必要性はますます高まっており、平成19年からは官民一体となり「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し始めたところであり、森林の整備・保全に対する国民の理解と協力を得ながら施策を進めることが重要である。

各目標は概ね順調に推移しており、森林の整備・保全による森林の有する多面的機能の発揮が図られてきていると考える。

このような中、重視すべき機能に応じた森林整備については、特に森林吸収目標の達成に向けて、平成20年5月に制定された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく促進策の活用などを図りつつ、着実に森林整備を推進する必要がある。

松くい虫被害については、全国的には保全すべき松林の被害率は低下しているものの、「微害」の都府県の割合が減少したことから、被害の再激化が懸念される都府県に対して必要な技術的助言等を行い改善を図っていく必要がある。

国民参加の森林づくりについては、「美しい森林づくり推進国民運動」の推進等により企業による森林づくり活動が伸びている一方で、森林ボランティア活動件数は増加しているものの伸びがまだ緩やかであることから、今後とも森林ボランティア活動が活発に行われるための環境整備を行い、国民の幅広い参加を促進する必要がある。

山村地域の活性化については、地域の森林資源の活用や住民の定住基盤の整備などが進められてきているが、新規定住や交流人口の拡大などに必ずしもつながっていないと見られることから、今後とも山村地域の生活環境等の整備を図るとともに、地域の特色を生かした魅力ある山村づくりを推進し、定住や都市との交流を促進する必要がある。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項(抜粋)
第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

【政策評価会委員の意見】

--

1 データ、資料等

目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

<目標設定の考え方>

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから目標とする。

(目標値について)

森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、重視すべき機能に応じて、より適切な森林の整備・保全を進めることが必要である。

また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、「水土保全機能」、「森林の多様性」、「森林資源の循環利用」それぞれの指標の達成率の平均を毎年度100%とすることを目標値とする。

なお、森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のためには20万haの追加的な森林整備が必要と見込まれたことから、平成19年度から森林吸収源対策を加速化することとしたところであり、このことを踏まえ、平成19及び20年度の目標値について見直しを行った。

(ア) 水土保全機能

育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を平成15年度の63%から平成20年度に71%まで維持向上させることを指標の目標値とする。

なお、適切な森林整備を実施しない場合、水土保全機能が良好に保たれている森林の割合は平成20年度に50%程度までに低下(すう勢値)することが予想されることから、各年度のすう勢値に対する増加をもって各年度の達成状況を判定する。

(イ) 森林の多様性

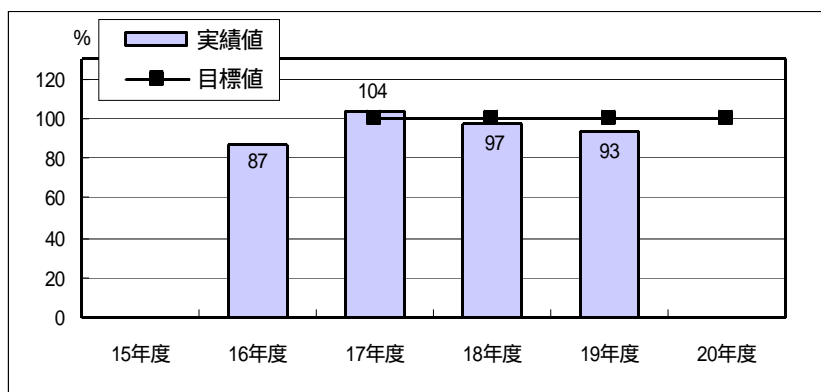
多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林^{註19}への誘導を目的とした森林造成の割合を平成15年度の31%から平成20年度に35%まで増加させることを指標の目標値とする。

(ウ) 森林資源の循環利用

木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を平成15年度の約8億4千万³m³から平成20年度に約9億8千万³m³まで増加させることを指標の目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

次の指標(ア～ウ)を満たす割合

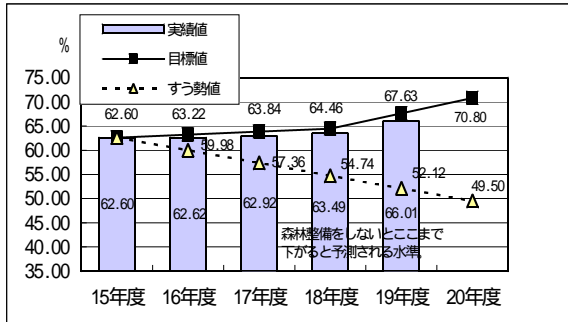


<把握の方法>

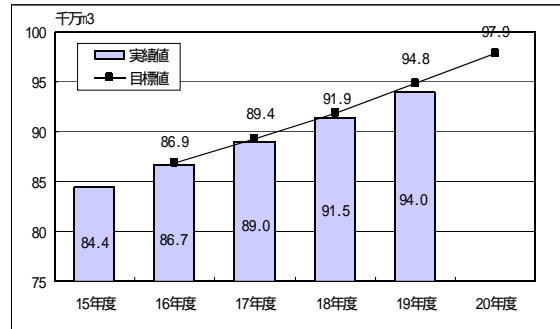
各指標の達成率の平均値で達成度を把握

(各指標の目標値と実績値の推移)

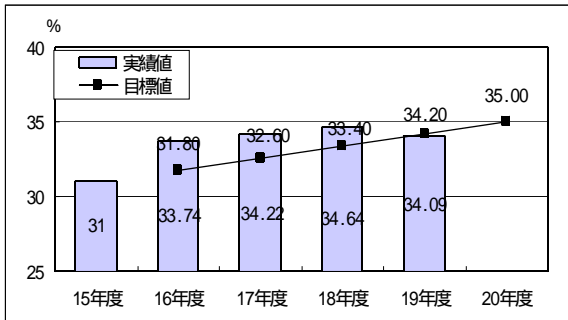
(ア) 水土保全機能



(ウ) 森林資源の循環利用



(イ) 森林の多様性



(把握の方法)

(ア) 水土保全機能

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握

(イ) 森林の多様性

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において実施された植栽面積等を集計し実績値を把握

(ウ) 森林資源の循環利用

事業実施都道府県等からの実績報告により当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握

<目標達成状況の判定方法>

3つの指標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = ((\text{ア})\text{の達成率} + (\text{イ})\text{の達成率} + (\text{ウ})\text{の達成率}) \div 3$$

(ア) 水土保全機能

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H19年度すう勢値}(52.12\%)) \div (\text{H19年度目標値}(67.63\%) - \text{H19年度すう勢値}(52.12\%)) \times 100$$

(イ) 森林の多様性

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(31.00\%)) \div (\text{H19年度目標値}(34.20\%) - \text{H15基準値}(31.00\%)) \times 100$$

(ウ) 森林資源の循環利用

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(84.4\text{千円}^3)) \div (\text{H19年度目標値}(94.8\text{千円}^3) - \text{H15基準値}(84.4\text{千円}^3)) \times 100$$

(本年度の達成度合)

$$93\% = (90\% + 97\% + 92\%) \div 3$$

(ア) 水土保全機能 $90\% = (66.01\% - 52.12\%) \div (67.63\% - 52.12\%) \times 100$

(イ) 森林の多様性 $97\% = (34.09\% - 31.00\%) \div (34.20\% - 31.00\%) \times 100$

(ウ) 森林資源の循環利用 $92\% = (94.0\text{千}\text{m}^3 - 84.4\text{千}\text{m}^3) \div (94.8\text{千}\text{m}^3 - 84.4\text{千}\text{m}^3) \times 100$

【参考データ】

○育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積 (単位: 万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	265	267	269	(399)			

出典：林野庁業務資料

○針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成面積(単位: 千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	11	11	11	(11)			

出典：林野庁業務資料

○育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量 (単位: 百万m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資源量	867	890	915	(940)			

出典：林野庁業務資料

○間伐実施面積 (水土保持林) (単位: 万ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	21	20	19	(27)			

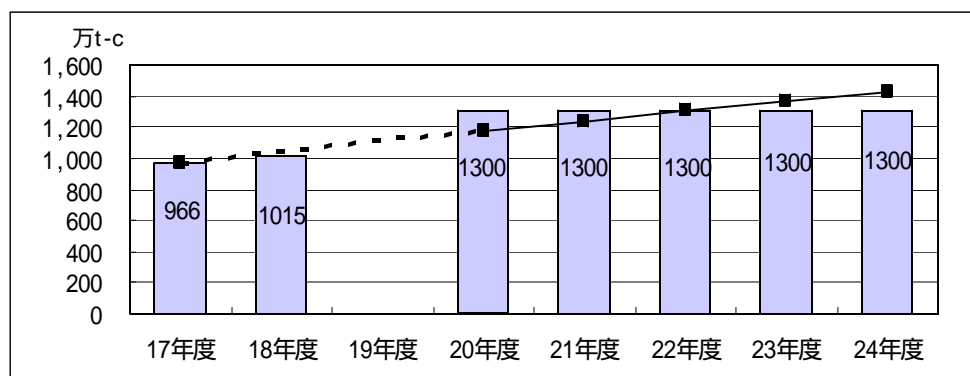
出典：林野庁業務資料

○複層林造成面積 (樹下植栽^{注20}面積) (単位: 千ha)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
面積	5	4	4	(4)			

出典：林野庁業務資料

○森林吸収量



※ () の数字は見込値

目標② 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

<目標設定の考え方>

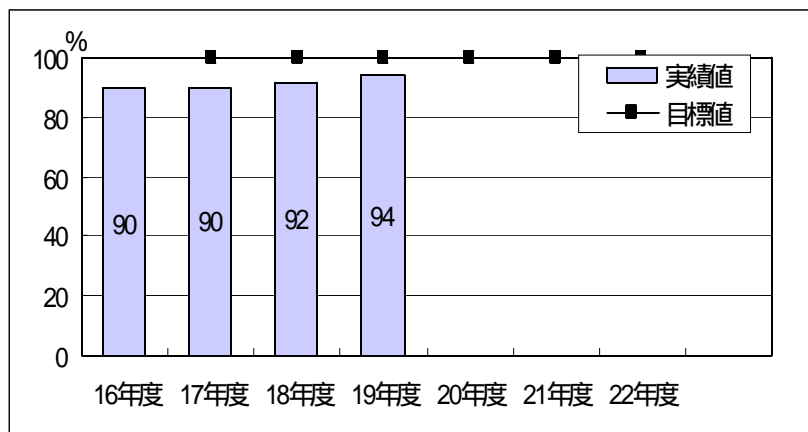
近年、世界的な森林面積の減少、劣化が進行している中で、地球温暖化の防止、森林保全の強化、違法伐採など、国際社会と連携しつつ取り組むべき地球規模の課題となっている。このため、国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上国における森林の整備及び保全等に対する積極的な協力の推進に努めることが必要であり、これらの成果は、国内における森林の有する多面的機能の持続的発揮にとっても不可欠であることから目標とする。

(目標値について)

国際林業協力関連事業における相手国の政府関係者等に対するアンケート調査 (5段階評価) により把握された「持続可能な森林経営への寄与度」を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

海外林業協力に係るアンケート調査結果



(把握の方法)

協力事業の中間及び最終年度において、相手国のカウンターパート（相手国の政府関係者、研究機関、地元住民等）に対して5段階評価（5段階評価：5（評価が高い）～3（普通）～1（評価が低い））によるアンケート調査を実施し、調査項目の1つである「持続可能な森林経営への寄与度」の平均を100分率で算出し実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

相手国カウンターパートに対するアンケート調査のうち「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）について、事業毎に5段階評価の値を算出し、その平均値を百分率で調整したものを達成度の指標とした。（調査対象の全事業で回答者全員から「5」の回答が得られた場合に100%となる。）90%以上の場合はA、60%未満（5段階評価で3未満）の場合をC、それ以外をBとする。

なお、アンケートにおいて、事業の妥当性、有効性、インパクト、自立発展性等について把握するとともに、調査項目毎に意見等を記述させることにより、達成状況の分析に活用することとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{問8の5段階評価の平均値}) \div 5 \times 100$$

(本年度の達成度合)

$$94\% = 4.7 \div 5 \times 100$$

【参考データ】

平成19年度海外林業協力に係るアンケート調査概要

以下の項目について、5カ年事業の3年目、5年目にあたる事業の相手国カウンターパートを対象としたアンケート調査を実施し、5段階評価（5：評価高い…3：普通…1：評価低い）で回答を求めた。

このうち、「持続可能な森林経営への寄与」に関する項目（問8）の5段階評価の平均値を百分率で調整したものを達成状況の指標とした。

また、各事業毎の相手国カウンターパートからの主なコメントを取りまとめた。

- 問1 目的は、ニーズを踏まえたものとなっているか。
- 問2 事業の成果は、有用なものだったか。
- 問3 事業は期待された効果を得られたか。
- 問4 事業は、効率的に実行されたか。
- 問5 事業効果は、持続するか。
- 問6 調査団は、地域の状況を十分に理解していたか。
- 問7 事業実施の際、調査団は、相手国機関と十分に協議したか。
- 問8 事業は、持続可能な森林経営に寄与したか。**

○現地カウンターパートによる5段階評価の結果

事業名	調査対象国									
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	
3年目の事業	国民参加海外森づくり事業	パナマほか	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	5.0	4.5	<u>4.5</u>
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	パキスタンほか	4.8	4.5	4.3	4.5	4.8	4.3	5.0	<u>5.0</u>
5年目の事業	CDM植林ベースライン調査事業	ベトナムほか	4.6	4.4	4.2	3.8	4.0	4.0	4.0	<u>4.4</u>
	CDM植林人材育成事業	ブルキナファソ	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.5	4.5	<u>4.5</u>
	CDM植林技術指針	ブルキナファソ	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	<u>5.0</u>
平均値			4.9	4.5	4.4	4.4	4.5	4.6	4.6	<u>4.7</u>
目標達成状況（持続可能な森林経営への寄与度）									94%	

○現地カウンターパート等からの主なコメント

事業名	コメント	
3年目の事業	国民参加海外森づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の経済生活向上等のニーズに合っていた。 ・事業は住民参加の促進など期待通りの効果をあげた。
	アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・森林政策立案のために有用な調査であった。 ・時間が限られており、調査団の理解度は普通程度である。 ・調査団からの提案を今後の国際協力申請に活用したい。
5年目の事業	CDM植林ベースライン調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント等が不十分で効率は普通程度である。 ・CDM植林事業の具体的実施のためには、より詳細なデータが必要。
	CDM植林技術指針調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・植林等に対する住民のニーズや国家政策に合っていた。 ・事業の効果は、住民に認知されれば持続するだろう。
	CDM植林人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の性質等を鑑みて、必要な内容は全て備わっていた。 ・習得した知識強化のための追加的な研修等が必要。

○我が国の企業が参加するCDM植林の実施状況

(単位：件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事業実施	0	0					
審査中	2	2					

出典：林野庁業務資料

目標③ 山地災害等の防止

<目標設定の考え方>

国民の安全で安心できる生活を確保することは、国としての基本的な責務であり、健全な森林の維持造成を通じて、山地災害の防止や良質な水の安定的な供給を確保する必要がある。このため、国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから目標とする。

(目標値について)

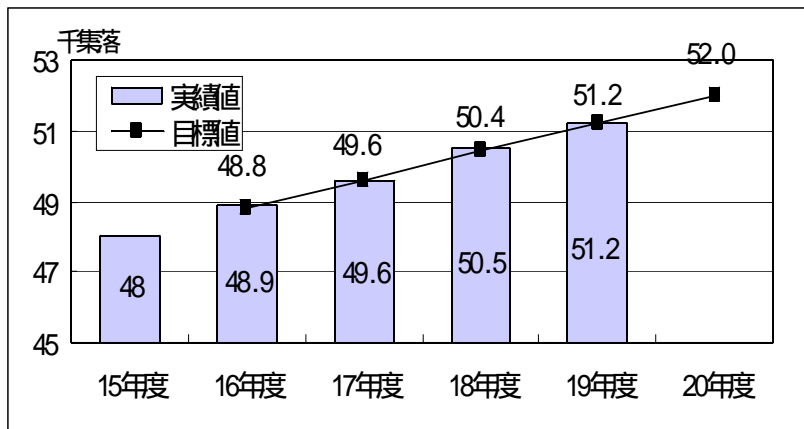
我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図る必要がある。なかでも地域の安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。

全国には、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する集落は約13万6千集落（平成15年度末現在）あり、将来的には全ての集落で安全性が向上することが望ましい。

このため、平成16年度からの5年間では、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、現に荒廃地があり事業に着手している集落、事業に着手していないが荒廃地があり人家戸数が多い緊急性の高い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落について、一定の安全性を確保するための治山対策を完了させ、山地災害による人家、公共施設等の被害の防止及び軽減を図ることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数



(把握の方法)

事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

当該年度の目標と基準値との乖離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = (\text{H19年度実績(見込)値} - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \div (\text{H19年度目標値}(51.2\text{千集落}) - \text{H15基準値}(48.0\text{千集落})) \times 100$$

(本年度の達成度合) = (51.2 - 48.0) ÷ (51.2 - 48.0) × 100 = 100 (%)

【参考データ】

○保全効果が確保された森林の面積 (単位: 千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	58.6	59.7	45.6	46.0	43.5	47.1	(62.2)

出典: 林野庁業務資料

○保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積 (単位: 万ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	905	920	1,019	1,133	1,165	1,176	7月上旬

出典: 林野庁業務資料

○海岸林・防風林等の延長7,000kmの機能の維持 (機能が低下した海岸林・防風林等の回復率)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
割合 (%)	96.6	95.3	91.8	90.4	(93.0)		

出典: 林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

目標④ 森林病虫害等の被害の防止

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林病虫害や野生鳥獣の被害から森林を守ることが重要であることから目標とする。

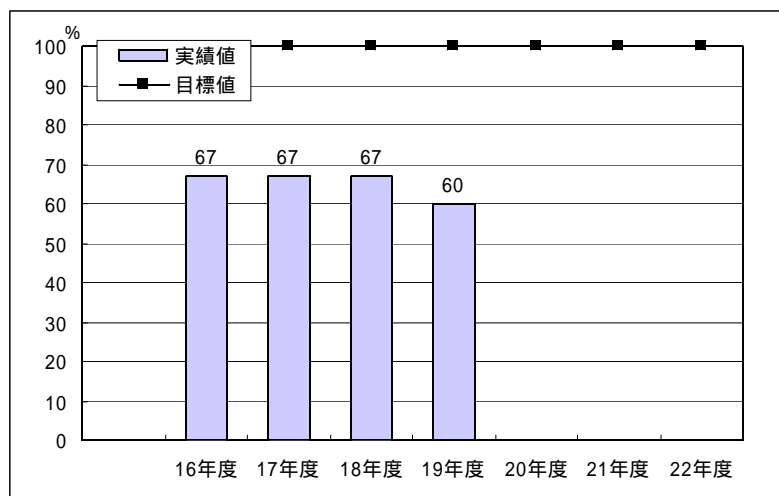
(目標値について)

松くい虫による被害は、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば、地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまうという特性を有する。従って松くい虫被害対策の進捗状況を的確に把握し着実な実施を図るためには、全国的な観点から、被害発生都府県の対応状況を踏まえ統一した目標の達成を目指す必要がある。

このようなことから、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標を達成すること、すなわち保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを目標値とする。

<目標値と実績値の推移>

松くい虫の被害について保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる (被害率が1%未満の「微害」に抑えられている) 都府県の割合



(把握の方法)

事業実施都府県からの被害報告等により年度末時点の保全すべき松林の被害状況を集計し実績を把握

<目標達成状況の判定方法>

当該年度の目標と基準値との乖離を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

（達成度合いの計算方法）

$$\text{達成率}(\%) = \text{H19年度実績(見込)値} \div 45\text{都府県（北海道、青森を除く）} \times 100$$

（本年度の達成度合）

$$60\% = 27\text{都府県} \div 45\text{都府県} \times 100$$

【参考データ】

○保全すべき松林における被害率の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
被害率(%)	0.66	0.63	0.65	0.61	(0.57)		

出典：林野庁業務資料

○哺乳動物による森林被害

(単位：千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
シカ	4.0	4.3	4.5	3.9	3.5	3.0	12月下旬
その他	4.3	2.7	2.7	3.5	2.3	2.1	12月下旬

注：その他は、クマ、イノシシ、サル、カモンカ、ノウサギ及びノネズミ

出典：林野庁業務資料

※（ ）の数字は見込値

目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。近年、市民等の自発的な森林づくり活動やNPO等が提供する森林環境教育・体験活動等森林ボランティア活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林づくりへの参画が見られている。また、平成19年の2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の取組が始まっており、今後、こうした企業やNPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進し、森林・林業及び森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、目標とする。

（目標値について）

現在、森林ボランティア活動を行っている団体は1,863団体あり、年々増加していることに加え、平成19年から始まっている「美しい森林づくり推進国民運動」に官民一体となって取り組んでいることから、森林ボランティア活動に対する国民の意識は高まっているものと考えられる。一方、近年、企業の社会的責任活動に関する意識が向上しており、社会貢献活動の一環として森林づくり活動に取り組んでいる企業も出てきている。

国民の幅広い参加を推進するには、NPOや任意団体等の森林ボランティア団体の活動に加え、企業による森林づくり活動の促進が重要であり、このような取組が全国に広がることを目指すことが必要である。

このため、多様な森林づくりの企画・提案や活動場所の確保、活動の情報提供など活動に係るサポートを行い、森林ボランティア活動への参加者を増加させること、すなわち森林ボランティア活動への年間延べ参加者数（推計値）を平成18年度の約70万人から平成21年度に100万人にすることを目標値とする。

なお、この目標値は「森林づくり活動についてのアンケート調査」により把握可能であるが、本調査は3年に1度しか実施していないことから、平成19年度及び平成20年度については、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

【目標値及び実績の推計値の算出方法について】

○ ^{もり} 森林づくり活動についてのアンケート集計結果

参加人数	平成15年度		平成18年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
10人未満	25	3	33	3
10人以上～50人未満	181	21	199	18
50人以上～100人未満	196	23	238	22
100人以上～500人未満	345	40	445	40
500人以上～1000人未満	64	8	116	11
1000人以上～5000人未満	40	5	52	5
5000人以上	1	0	7	1
合計	852	100	1090	100

	H15	H18
森林ボランティア団体数	1,165	1,863
回答数	852	1,090
有効回答率(%)	73%	59%

○ ^{もり} 森林づくり活動への年間延べ参加人数

年間延べ参加人数については、参加人数欄の人数幅の中心となる数値にそれぞれの回答団体数をかけ合わせたものの合計を有効回答数で割り、年間延べ参加者人数を推計。平成15年度から平成18年度にかけて増加した人数と同数の増加を見込み目標値を100万人と設定。

(平成15年度) $5 \times 25 + 30 \times 181 + 75 \times 196 + 300 \times 345 + 750 \times 64 + 3,000 \times 40 + 5,000 \times 1 = 296,755$ 人

$296,755$ (人) $\times 1,165$ (全森林ボランティア団体数) / 852 (全回答団体数) = $405,420$ 人 ≈ 40 万人

(平成18年度) $5 \times 33 + 30 \times 199 + 75 \times 238 + 300 \times 445 + 750 \times 116 + 3,000 \times 52 + 5,000 \times 7 = 435,485$ 人

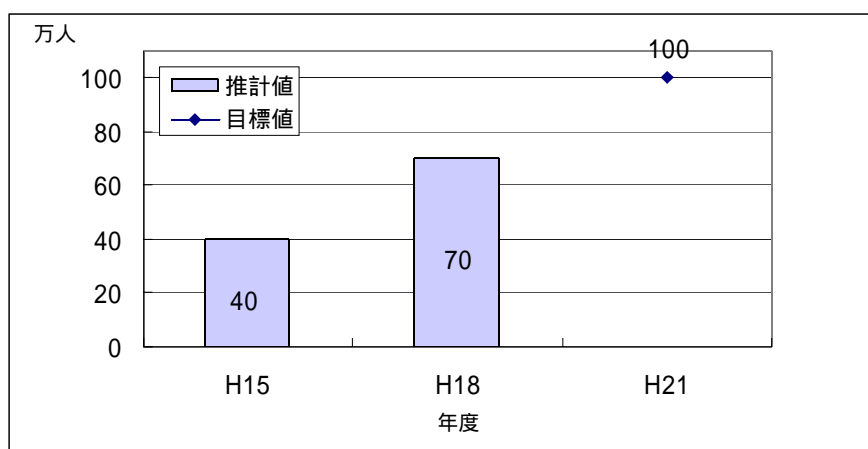
$435,485$ (人) $\times 1,863$ (全森林ボランティア団体数) / $1,090$ (全回答団体数) = $745,200$ 人 ≈ 70 万人

70万人(平成18年度) - 40万人(平成15年度) = 30万人 ※この増加分を平成21年度までに見込む。

70万人 + 30万人 = 100万人

< 目標値と実績値の推移 >

^{もり} 森林づくり活動への年間延べ参加者数 (推計値)



(把握の方法)

3年ごとに実施される「^{もり} 森林づくり活動についてのアンケート調査」より^{もり} 森林づくり活動への参加者数を推計

(参考指標と実績値の推移)

指標(1) 企業による^{もり} 森林づくり活動実施箇所数

(単位: 箇所)

	H18	H19	H20	H21
企業による ^{もり} 森林づくり活動実施箇所数	244	325		

出典: 林野庁業務資料

指標(2) 森林ボランティア活動件数

(単位: 件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	1,362	1,741	2,540	2,856	3,291	3,336	3,695		

(把握の方法)

指標(1) 都道府県からの報告及び地域支援活動による国民参加の緑づくり活動推進事業の実績報告により実績値を把握

指標(2) (社) 国土緑化推進機構からの報告により実績値を把握

<目標達成状況の判定方法>

目標達成については、平成21年度目標値と平成18年度基準値との差に対する平成21年度実績(推計)値と平成18年度基準値との差の割合(達成率)が90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

また、「森林づくり活動についてのアンケート調査」を実施しない年度については、森林づくり活動参加者数に関連する指標(1)及び(2)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 企業による森林づくり活動実施箇所数
- (2) 森林ボランティア活動件数

【参考データ】

○森林づくり活動支援組織(森づくりコミッション)数 (単位:組織)

	H19	H20	H21	H22
森づくりコミッション数	8			

出典：林野庁業務資料

○森林ボランティア・ネットワーク^{注21}への参加団体数 (単位:団体)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
団体数	233	262	360	378	411	439	465

出典：林野庁業務資料

○森の子くらぶ活動^{注22}の参加者数 (単位:千人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
参加者数	239	250	289	327	343	318	6月下旬

出典：林野庁業務資料

目標⑥ 山村地域の活性化

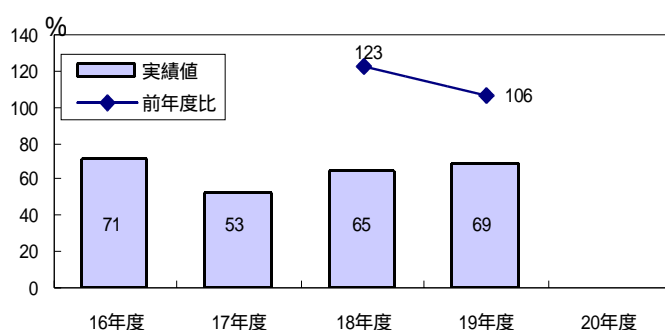
<目標設定の考え方>

山村は森林を支える基盤であり、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「山村地域の活性化」を目標とする。

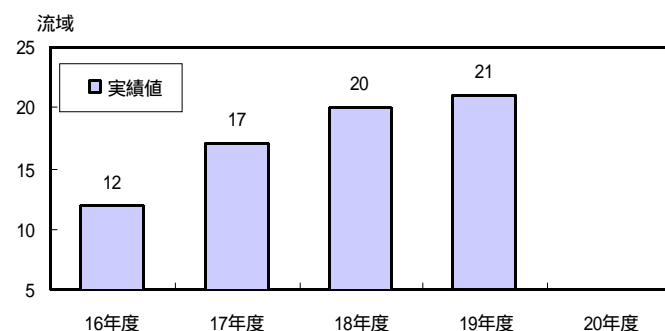
また、この成果を把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、アンケート調査を実施し、新規定住者数、交流人口数、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出するとともに、森林整備保全事業計画の成果指標のうち山村地域の活性化に係る、森林資源を積極的に利用している流域の数及び山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数を把握し、それらをもとに総合的に判断することとする。

<目標値と実績値の推移>

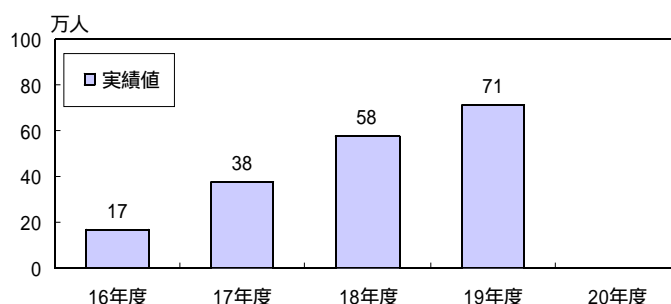
(ア) 新規定住者数、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比



(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数



(ウ) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数



(把握の方法)

- (ア) 全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査
- (イ)、(ウ) 事業実施都道府県等からの実績報告

< 目標達成状況の判定方法 >

山村地域の活性化の状況について、(ア)の割合、(イ)の流域数、(ウ)の受益者数の推移を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。

(達成度合いの計算方法)

- (1) 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、次に掲げる①～③の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。

指標は、

- ① 新規定住者数：抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること
- ② 交流人口：交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること
- ③ 地域産物等販売額：抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売額増加率を維持・

向上していること

を設定。

当該指標の算出方法は

①新規定住者数比： $a/b \geq 1.0$ 以上

ただし、当年度の新規定住者数：a

前年度の新規定住者数：b

②交流人口が抽出市町村の住民数以上かつ

交流人口増加率比：当年度の交流人口増加率 \geq 前年度の交流人口増加率

ただし、交流人口増加率 $= (c-d)/d$

当年度の交流人口：c

前年度の交流人口：d

③地域産物等販売額増加率比：当年度の地域産物等販売額増加率 \geq 前年度の地域産物等販売額増加率

ただし、地域産物等販売額増加率 $= (e-f)/f$

当年度の地域産物販売額：e

前年度の地域産物販売額：f

なお、新規定住者数、交流人口については、

- ・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。
- ・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数を平成20年度に約20流域とすること。

※対象流域：伐採立木材積(≒素材生産量÷歩留まり0.75)÷連年成長量 $\times 100 \geq 50$ を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数(累計)を平成20年度に80万人とすること。

〔 整備対象地区数：約126地区
 里山エリア再生交付金 102地区
 生活環境保全林整備事業 24地区 〕

【参考データ】

○アンケート調査結果

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
対象者数	96	102	312	249	360		
回答数	91	80	170	161	226		
有効回答数	70	73	137	108	155		
いずれかを満たす	49	52	73	70	107		
①を満たす	10	21	23(31%)	25(36%)	34(32%)		
②を満たす	42	35	51(70%)	46(66%)	65(61%)		
③を満たす	15	13	25(34%)	23(33%)	56(52%)		
2つを満たす	15	14	18	18	34		
すべてを満たす	2	3	4	3	7		
いずれかを満たす 割合(%)	70	71	53	65	69		

注：1) ()の数字はいずれかを満たす市町村数に対する割合

出典：林野庁業務資料

注：2) H15, 16年度については集計方法が異なる

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数(森林の多面的機能の発揮関連部門)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	242	237	241	276			

注：「掲載論文数」は、(独)森林総合研究所における掲載数を計上

出典：林野庁業務資料

○林木の品種開発数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
開発数	51	61	47	50	63	55	80

注：「開発数」は、(独) 森林総合研究所で開発したものを計上

出典：林野庁業務資料

○森林とふれあう機会を持つ都市住民の数^{注23}

(単位：万人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
住民数	720	787	965	1,097	(1,163)		

出典：林野庁業務資料

○保護林^{注24}の面積

(単位：千ha)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
面積	552	622	656	658	683	778	9月下旬

出典：林野庁業務資料

○レクリエーションの森の利用者数

(単位：百万人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用者数	156	156	152	147	143	139	7月下旬

出典：林野庁業務資料

※ () の数字は見込値

2. 用語解説

- 注1 水源かん養 洪水緩和、濁水緩和、水質浄化などの機能。
- 注2 1,300万炭素ト 京都議定書に基づく、我が国の森林経営による吸収量の算入上限値であり、森林吸収量を炭素重量に換算した値。
- 注3 間伐 育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
- 注4 NPO(法人)(Non Profit Organization) 営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。
- 注5 里山林 居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。
- 注6 CDM(クリーン開発メカニズム)植林 京都メカニズムの一形態であり、先進国と開発途上国が共同で植林事業を実施し、開発途上国の持続可能な開発に資するとともに、その事業における吸収分を先進国が京都議定書における自国の温室効果ガス削減目標達成に利用できる制度。
- 注7 森林施業 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
- 注8 合法木材及び認証木材 合法木材とは、当該国における森林に関する法令に照らして合法的な手段により産出された木材。認証木材とは森林認証した森林から産出された木材。

注9	山地災害	山地に起因する豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による災害。
注10	保安林	水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。立木の伐採や土地の形質の変更が制限される。
注11	天然生林	自然の推移に委ね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。
注12	特定保安林	水源のかん養や山地災害の防止などの公益的な働きが低下している保安林について、農林水産大臣が特定保安林に指定し、公益的な働きが十分に発揮されるよう計画的に整備を進める保安林のこと。
注13	森林病虫害	樹木又は林業種苗に損害を与える松くい虫や、その他の昆虫類、菌類、ウイルス。
注14	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が低い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注15	森づくりコミッション	企業やNPOなどの多様な主体による森林づくり活動への参加や森林ボランティア団体の継続的な活動を促進させるため、企業やNPO、森林所有者等を結び、森林づくり活動に係る様々な手助けをする組織
注16	美しい森林づくり推進国民運動	国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めるため、幅広い国民の理解と協力のもと、適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を官民連携して総合的に推進していく運動。
注17	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件（1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと）を満たしている山村（旧市町村単位）から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注18	流域	森林法第7条で規定している森林計画区。この森林計画区については、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められる。
注19	複層林	樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。
注20	樹下植栽	複層林を造成するために、樹木の一部を伐採した後の残った樹木の間に行う植林。
注21	森林ボランティアネットワーク	（社）国土緑化推進機構が森林ボランティア団体の登録を行い、当該団体の概要、活動内容等の情報を提供しているシステム
注22	森の子くらぶ活動	小・中学生やその保護者等を対象として土・日曜日や夏休み等に、指導者の下で植林・下刈り作業や森林の多様な役割に関する学習など多様な森林体験活動を行うもので、地域の森林総合利用施設等を活用して実施。
注23	森林とふれあう機会を持つ都市住民の数	森林環境教育や健康づくりの場等として利用されている森林について、高齢者や車いす利用者等の利用にも配慮した再整備を行うことにより、利用が見込まれる都市住民の人数。
注24	保護林	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野。

（注）農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>

平成19年度政策の実績評価書（案）

評価実施時期：平成20年6月

担当部局名：林野庁企画課

【施策名】

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	政策体系上の位置付け	-
----------------------------	------------	---

【施策の概要<目指す姿>】

林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。

【施策に関する目標】

- ① 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。

目標 ①	望ましい林業構造の確立	19年度目標値	実績値	達成状況
	<p><達成目標></p> <p>(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体^{注1}による事業量のシェアを増加させる。 (素材生産量 基準値：平成17年度：48% 目標値：平成27年度：60%) (造林・保育面積 基準値：平成17年度：5.8% 目標値：平成27年度：7.0%)</p> <p>(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 (基準値：平成17年度：2,200 目標値：平成27年度：2,600)</p> <p>〔平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、以下の指標を用いて総合的な判定を行うこととする。〕</p>		(実績値は2010年農林業センサスにより把握)	おおむね有効
	<p>指標(1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量(用材) <労働生産性が向上すること></p>		<ul style="list-style-type: none"> 素材生産の労働生産性 平成17年度：4.74m³/人日 → 18年度：5.51m³/人日(前年度比16%向上) 国産材の供給量 平成17年：17,176千m³ → 18年：17,617千m³(前年比3%増加) 	
	<p>指標(2) 高性能林業機械^{注2}の普及台数 <高性能林業機械の普及台数が増加すること></p>		平成17年度：2,909台 → 18年度：3,209台(前年度比10%増加)	
	<p>指標(3) 森林組合に占める中核組合^{注3}の割合 <森林組合に占める中核組合の割合が増加すること></p>		平成17年度：33% → 18年度：39%(前年度比6ポイント増加)	
	<p>指標(4) 森林組合による長期経営・施業受託面積^{注4}(私有林) <森林組合による長期経営・施業受託面積(私有林)が増加すること></p>		平成17年度：672,371ha → 18年度：— ※	

※ 平成17年度までは森林組合統計によりその年度に契約した長期経営・施業受託面積（フロー）を把握した値としていたが、平成18年度からは森林組合統計の調査内容を見直し、調査時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）を把握することとしたため、値が連続していないことから、今年度は実績値を評価しないこととする。

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 施業集約化・供給情報集積事業 【559 (0) 百万円】
 林業事業体が森林所有者に対して森林施業の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で森林施業^{注5}を提案する「提案型施業」による集約化の推進、これを通じた原木供給可能情報の集積・提供を通じて、ニーズに応じた原木の安定供給体制の整備を推進。
- ② 強い林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立 【6,433 (6,990) 百万円の内数】
 林業生産性の向上を図る施設整備に対して支援を行い、意欲ある事業者が林業生産の相当部分を占める望ましい林業構造を確立。

<目標に関する分析結果>

指標(1)(2) 素材生産の労働生産性が前年度に比べて16%向上していること、国産材の供給量（用材）が前年に比べて3%増加していること、及び高性能林業機械の普及台数が前年度に比べて10%増加しているが、これは関連する政策手段の実施により、素材生産を行う事業者において、高性能林業機械の導入等による低コスト化や事業規模の拡大など、経営の安定化・効率化に向けた取組が進められたことによると考えられる。

指標(3) 森林組合に占める中核組合の割合が前年度に比べて6ポイント増加しているが、これは森林組合の合併構想^{注6}の実現に向け実施された財務基盤の充実など経営基盤を強化するための政策手段により、中核組合の育成が図られたことによると考えられる。

以上のことから、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられる。

なお、政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。

<改善・見直しの方向性>

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進み、これらの者による事業量シェアが増加しつつあるものと考えられるが、素材生産費は諸外国に比べて依然高コストにあることから、引き続き、施業の集約化に必要な人材育成や高性能林業機械の導入等に対する支援を行うこととする。

また、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による事業量シェアを一層増加させるためには、施業の集約化の面的拡大を図るための施策を講じていくことが必要であることから、森林組合等の施業の集約化主体の他に市町村、都道府県、その他関係者が連携して取組を支援する方策について検討することとする。

なお、指標(4)の森林組合による長期経営・施業受託面積については、上記のとおり森林組合統計の調査内容が見直されたところであり、平成19年度実績評価から見直し後の森林組合統計により実績評価を行うこととする。

- ② 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、国産材の供給・利用を拡大する。

目標 ②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進		
	<達成目標>	<19年目標値>	<実績値>
	国産材の供給・利用量を拡大する。 (目標：平成27年：23,000千 ³ m)	17,070千 ³ m	18,907千 ³ m (見込値)
			<達成状況> (A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 強い林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進 【6,433 (6,990) 百万円の内数】
 木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備及び川上川下の連携の構築等を推進する。
- ② 住宅分野への地域材供給支援事業 【209 (0) 百万円】
 施工性、意匠性等の課題があり地域材の利用が進んでいないマンションの内装材等について、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発やその普及を支援する。

<目標に関する分析結果>

平成19年の国産材の供給・利用量については、18,907千³mと見込まれ、目標を達成する見込みである。これは、主に

- ① 合板分野において、加工技術の向上により、間伐材等の小径木が効率的に利用することが可能となったこと

と

- ② 北洋材の輸出が中国向けにシフトする中で、国内の合板製造業の原料調達先として国産材が競争力を持ち始めたこと
 - ③ 国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきたこと
- 等によるものと考えられる。

なお、政策手段の実施に当たっては、地域の課題に応じた取組を支援するための柔軟な仕組みである交付金方式とするとともに、民間団体向け補助事業では公募方式とするなど効率的な実施に努めている。

＜改善・見直しの方向性＞

森林・林業基本計画に掲げる目標（平成27年：2,300万[㎡]）を達成するには、今後とも国産材の供給・利用量の拡大が必要であり、引き続き、需要者ニーズに応え得る国産材の供給体制の構築に向けた取組を行うとともに、消費者や一般企業等に対する戦略的な普及、住宅建築への木材利用の推進や林地残材^{※7}など利用が低位な木質バイオマスの利用促進などの需要拡大に向けた取組が必要である。

このため、

- ① 木材供給については、乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備、邸別配送に対応した物流拠点の整備といった流通の合理化等
- ② 木材利用については、消費者や一般企業等に対する「木づかい運動」、国産材需要の多くを占める住宅建築への新たな地域材利用技術の開発、地域材を活用した家づくりの普及、地域に賦存する木質バイオマスをエネルギーや製品の原材料として利活用する施設の整備、間伐により発生する木質バイオマスの安定的かつ効率的な収集・運搬・利用システムの構築等を推進していくこととする。

【施策に関する評価結果】

望ましい林業構造の確立については、素材生産の労働生産性の向上等が見られ、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいると考えられるが、国産材の競争力を高め、林業の採算性を向上させるためには、さらに森林所有者への施策提案などにより施業の集約化を一層進めるとともに、路網と高性能林業機械の組合せ等により生産性の向上を図り、原木の生産コストの低減や量的に安定した供給を推進していくことが必要である。

また、国産材の供給・利用量については、木材全体の利用量が横ばい傾向の中で5年連続して前年を上回る見込みであるが、平成27年の目標達成に向け、流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給を推進するとともに、消費者の視点に立った製品開発や環境への付加の少ない木材の良さ、国産材利用の意義等を広めるなどの利用拡大のための普及啓発活動を一層推進していくことが必要である。

さらに、森林内や林道脇に残されている小径木等の未利用の木質バイオマスの利用を進めるなど、木材の総合的な利用を推進することにより林業・木材産業の活性化につなげていくことが必要である。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び森林・林業基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20.1.18	〈第五「低炭素社会」への転換〉 まず自らが率先して、温室効果ガス6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。
森林・林業基本計画	平成18.9.8 閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 4 林産物の供給及び利用に関する目標

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果についてはおおむね妥当であることから、引き続き、森林・林業基本計画に基づく「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る」という目指す姿に向け、「改善・見直しの方向性」及び「施策に関する評価結果」を十分踏まえ、取組を推進されたい。

【政策評価会委員の意見】

1 データ、資料等

目標① 望ましい林業構造の確立

<目標設定の考え方>

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う望ましい林業構造の確立が必要であることから目標とする。

(目標値について)

森林・林業基本計画を踏まえ、

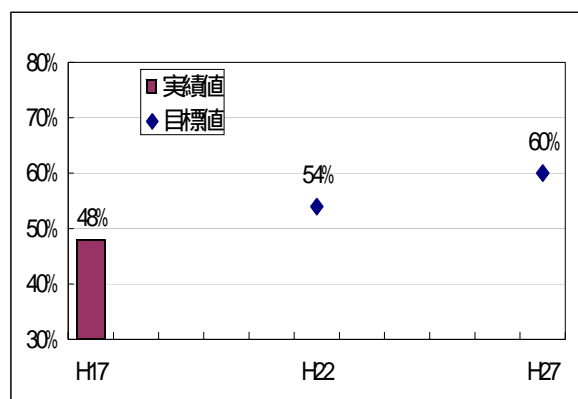
- (ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアについて、素材生産量で平成17年度48%から平成27年度60%、造林・保育面積で平成17年度58%から平成27年度70%に増加させること
- (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を平成17年度2,200から平成27年度2,600に増加させること

を目標値とする。

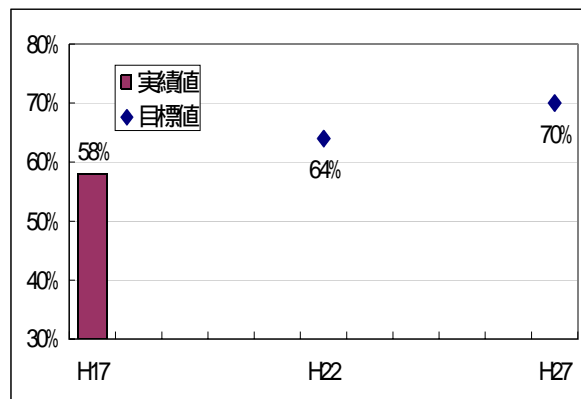
なお、この数値は農林業センサスにより把握可能であるが、平成19年度は農林業センサスの実施されない年であり、実績値を把握することが困難であることから、参考指標を用いて総合的な判定を行うこととする。

○ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア

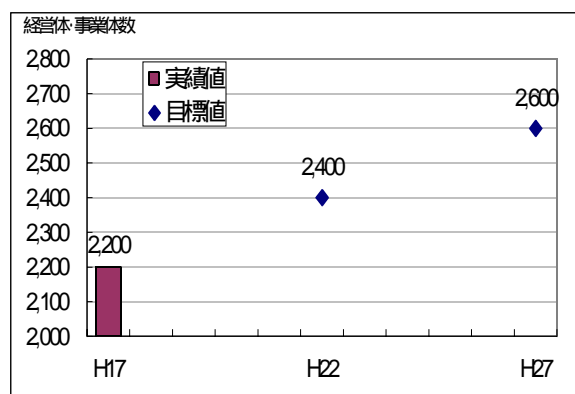
① 素材生産量のシェア



② 造林・保育面積のシェア



○ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数

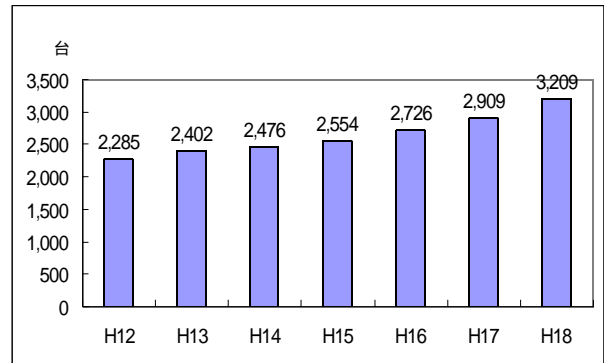
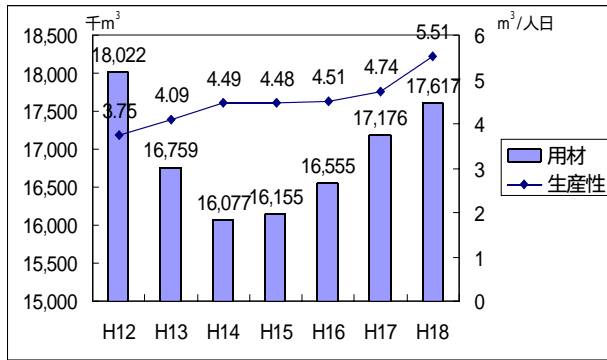


<参考指標と実績値の推移>

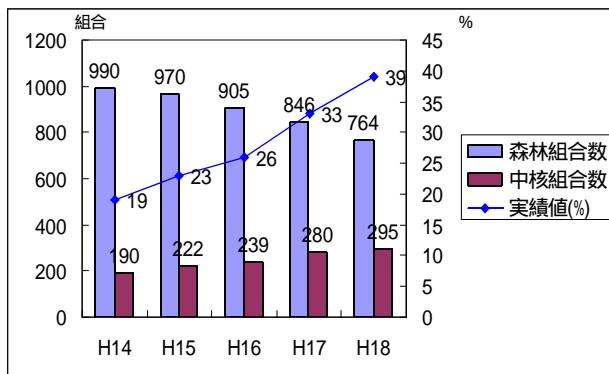
(1) 素材生産の労働生産性と国産材の

(2) 高性能林業機械の普及状況

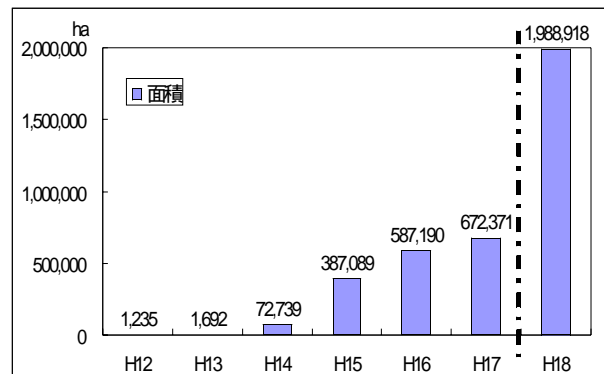
供給量（用材）の推移



(3) 森林組合に占める中核組合の割合



(4) 森林組合による経営・施業の受託状況 (森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）)



注：平成17年度までは森林組合統計による当該年度に契約した長期経営・施業受託面積（フロー）を実績値としていたが、平成18年度の森林組合統計の見直しにより、調査項目が調査時点で有効な長期経営・施業受託面積（ストック）に変更されたため、平成17年度と平成18年度の実績値は比較できない。

(把握の方法)

- (1) 「素材生産費等調査」、「木材需給表（林野庁）」により実績値を把握。
- (2) 「林野庁業務資料」により実績値を把握。
- (3)、(4) 「森林組合統計（林野庁）」により実績値を把握。

<目標達成状況の判定方法>

目標(ア)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェアである素材生産量、同じく造林・保育面積、目標(イ)効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業者体数の各目標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

(達成率の計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

(達成度合いの計算方法)

$$\text{達成率 (\%)} = (\text{目標(ア)(素材生産量)の達成率} + \text{目標(ア)(造林・保育面積)の達成率} + \text{目標(イ)の達成率}) \div 3$$

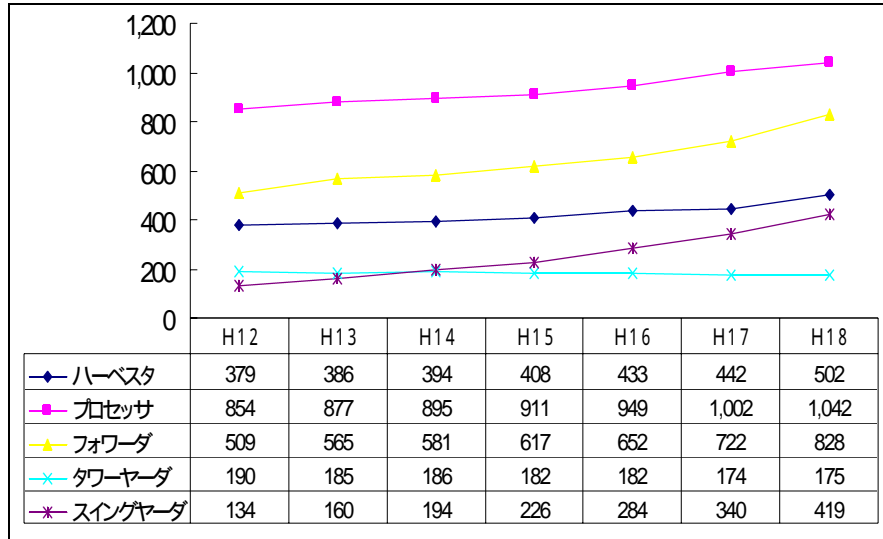
(農林業センサスが実施されない年度における判定方法)

平成27年の望ましい林業構造においては、今後、森林施業等の集約化をはじめとする各種施策により生産性の向上や経営規模の拡大を図り、目標値を達成することを目指していることから、生産性、経営規模、集約化に関連する指標(1)～(4)を用いて、総合的に有効性を判定する。

- (1) 素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移：労働生産性が向上すること。
- (2) 高性能林業機械の普及状況：高性能林業機械の普及台数が増加すること。
- (3) 森林組合に占める中核組合の割合：森林組合に占める中核組合の割合が増加すること。
- (4) 森林組合による経営・施業の受託状況：森林組合による長期経営・施業受託面積（私有林）が増加すること。

【参考データ】

○ 主な高性能林業機械の普及台数（機種別）



注 8～12

資料：林野庁業務資料

※（ ）の数字は見込値

目標② 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

<目標設定の考え方>

森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の適正な整備が行われることを通じて木材が生産される中で、この木材の適切な供給・利用により、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られる。

このため、木材の供給については、製材工場等の事業基盤の強化、木材の流通及び加工の合理化等により、木材産業等の健全な発展を図り、消費者ニーズに即した製品を供給していくことが重要である。

また、木材の利用については、国産材利用の意義について国民の理解を深めることや木材の新規需要の開拓などにより、木材需要が増進されることが重要である。

これらのことから、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」を目標とし、この成果を把握するため、森林・林業基本計画における平成27年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定する。

なお、この木材供給・利用量は、

○ 森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給の確保のため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決され、かつ、「水土保全林^{注13}」、「森林と人との共生林^{注14}」及び「資源の循環利用林^{注15}」の区分にふさわしい森林の施業が実施された場合

○ 今後の需要動向を見通しつつ森林の整備を進める中で供給される木材の適切な利用を図るため重点的に取り組むべき事項が適切に実施されることにより各般の課題が解決された場合

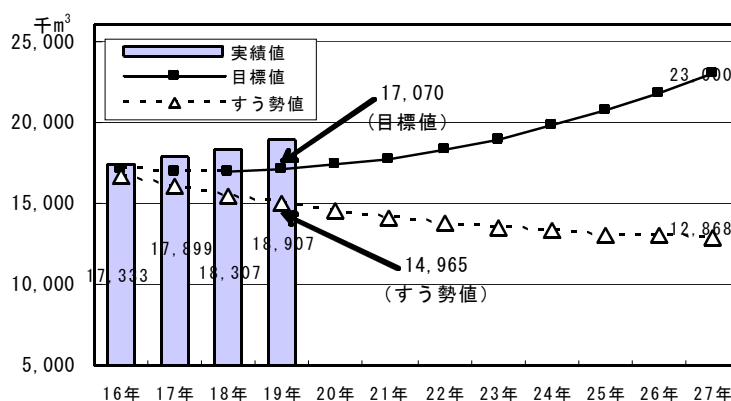
において実現可能なものと位置づけている。

（目標値について）

「森林・林業基本計画」においては、平成27年の木材の供給・利用量(目標)は23,000千 m^3 となっていることから、過去10か年間のトレンドが平成27年に23,000千 m^3 に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定する。

<目標値と実績値の推移>

国産材の供給・利用量



※すう勢値は、従前のおりの政策を進めていった場合の木材の供給・利用量を示している。

(把握の方法)

木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需給量を集計し、達成状況を把握。

<目標達成状況の判定方法>

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合又は前年の実績の90%未満の場合をC、それ以外をBとする。

【参考データ】

○国産材の供給・利用量

(単位：千m³)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
用材	16,555	17,176	17,617	(18,218)			
製材用材	11,469	11,571	11,645	9月下旬			
パルプ・チップ用材	4,249	4,426	4,496	9月下旬			
合板用材	546	863	1,144	9月下旬			
その他	291	316	332	9月下旬			
薪炭材	169	159	149	(149)			
しいたけ原木	610	565	540	(540)			
合計	17,333	17,899	18,307	(18,907)			

注：1) H19は見込値であり、用材については、「平成19年木材(用材)需給実績見込み」(平成20年3月28日公表)の値。薪炭材^{注16}及びしいたけ原木^{注17}については、H18の実績と同様に推移するものと仮定。
2) 数値の合計値は、四捨五入のため一致しない場合がある。
3) 用材の「その他」は、構造用集成材^{注18}、再生木材^{注19}等である。

○製材工場規模別素材入荷量推移

(単位：千m³、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	7,267	6,677	(6,421)	6月下旬			
150～300kw	3,859	3,629	(3,569)	6月下旬			
300kw以上	10,579	10,234	(10,352)	6月下旬			
合計	21,705	20,540	(20,342)	6月下旬			
300kw以上の割合	48.7	49.8	(50.9)	6月下旬			

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年～平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別従業員数

(単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	34,709	30,878	(28,449)	6月下旬			
150～300kw	8,768	7,670	(6,939)	6月下旬			
300kw以上	11,641	10,611	(10,001)	6月下旬			
合計	55,118	49,159	(45,389)	6月下旬			

注：平成16年～平成18年については木材需給報告書、平成19年については木材統計及び平成17年～平成18年のトレンドによる。

○製材工場規模別生産性推移（素材入荷量÷従業員数）

（単位：m³/人年）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
7.5～150kw	209	216	(226)	6月下旬			
150～300kw	440	473	(514)	6月下旬			
300kw以上	909	964	(1,035)	6月下旬			
合計	394	418	(448)	6月下旬			

○建築用製材品の人工乾燥材^{注20}生産の割合

（単位：%）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乾燥材割合	21.5	22.6	(24.0)	6月下旬			

出典：林野庁業務資料

○集成材^{注21}・合板用素材の国産材利用量

（単位：千m³）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
国産材利用量	1,029	1,341	1,884	9月下旬			

出典：林野庁業務資料

○サンキューグリーンスタイルマーク^{注22}使用登録企業・団体数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
登録企業・団体数	72	130				

出典：林野庁業務資料

○国有林の収穫量

（単位：万m³）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
収穫量	407	574	599	(709)			

出典：林野庁業務資料

○技術開発成果の活用状況

（単位：課題数）

	H15年度 終了課題				H16年度 終了課題			H17年度 終了課題		H18年度 終了課題
	H16	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H18	H19	H19
実用化されているもの	3	4	4	6 月 下 旬	4	4	6 月 下 旬	3	6 月 下 旬	6 月 下 旬
実用化するための実証展示の段階のもの	3	2	2		6	6		3		
実用化するための予備試験を実施中のもの	2	2	2		3	3		7		
実質的な活用なし										
合計	8	8	8		13	13		13		

出典：林野庁業務資料

※（ ）の数字は見込値。

【その他参考データ】

○主要学会誌等掲載論文数（林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
掲載論文数	247	205	221	214			

※「掲載論文数」は、（独）森林総合研究所における掲載数を計上。

出典：林野庁業務資料

2. 用語解説

注1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体

○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体（林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等）

- ・林家：所有森林規模100～500haの自営林家（自家労働主体型・施業受託補完型）及び所有森林規模500ha以上の林家（請負労働主体型）→1,300戸
- ・林業会社：所有森林規模500ha以上の会社→200社

(注) 林業経営体：林地の所有、借入などにより森林施業を行う権限を有する世帯、会社等

○平成27年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体（他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等）

・造林・素材生産総合型：年間素材生産量5,000m³以上かつ造林・保育300ha以上

・素材生産主体型：年間素材生産量9,000m³以上

・造林事業主体型：年間造林・保育面積400ha以上

合計 1,100事業体

(注) 林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 注2 | 高性能林業機械 | 2つ以上の仕事を一つの工程の中でできる機械。 |
| 注3 | 中核組合 | 健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応える自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。 |
| 注4 | 長期経営・施業受託面積 | 森林所有者等が所有する森林の経営及び施業を5年以上一括して受託している森林の面積。 |
| 注5 | 森林施業 | 目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。 |
| 注6 | 森林組合系統の合併構想 | 森林組合系統が自主的組織改革運動「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動（森林組合活動21世紀ビジョン2ndステージ）」において取り組んでいる森林組合の合併計画。 |
| 注7 | 林地残材 | 立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。 |
| 注8 | フォワーダ | グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。 |
| 注9 | スウィングヤーダ | 主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。 |
| 注10 | プロセッサ | 林道や土場などで集材されてきた材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。 |
| 注11 | ハーベスタ | 伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。 |
| 注12 | タワーヤーダ | 架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。 |
| 注13 | 水土保持林 | 樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層植生が生育し、落葉等の有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。 |
| 注14 | 森林と人との共生林 | 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風等を防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれ |

あいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

- | | | |
|-----|------------------|--|
| 注15 | 資源の循環利用林 | 樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 |
| 注16 | 薪炭材 | 薪及び木炭に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。 |
| 注17 | しいたけ原木 | しいたけ栽培に利用する主にクヌギ、コナラ等の広葉樹。 |
| 注18 | 構造用集成材 | ひき板又は小角材等とその繊維方向を互いにほぼ平行にして、長さ、幅及び厚さの方向に集成接着したものが集成材であり、この集成材のうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものを構造用集成材という。 |
| 注19 | 再生木材 | 丸太又は木くずを機械的に細片化してつくられるパーティクルボードや薄い木片を何層にも交互に重ね熱圧形成したウェファーボード等をいう。 |
| 注20 | 人工乾燥材 | 乾燥室で人工的に温度・湿度を調節して乾燥させた木材。 |
| 注21 | 集成材 | 板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。 |
| 注22 | サンキューグリーンスタイルマーク | 京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくための国民運動「木づかい運動」のロゴマーク。 |

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>

実績評価(政策手段シート)

政策分野	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
------	------------------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	森林環境保全整備事業調査費	森林環境保全整備事業の推進に当たっての調査	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 ・育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:71%)	116	地球温暖化防止のための多様な森林整備に関する調査など、10項目についての調査を実施した。	
	育成林整備事業費補助金	育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等	・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%)	32,069	47都道府県において、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化など多様な森林整備とこれに必要な路網整備を実施した。	
	共生環境整備事業費補助金	森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等	・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億8千万m ³)	407	40道府県において、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備を実施した。	
	機能回復整備事業費補助金	被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等		3,442	45都道府県において、森林の有する機能の回復を図るため、被害森林の回復、既設林道の改良等を実施した。	
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助金(峰越連絡林道事業費補助金及び林道舗装事業費補助金)	既設の林道等の相互間を峰越し等により連絡する林道の開設、林業従事者の就業条件の改善に資する林道の舗装		472	21県において、林道の機能向上を図り、林業従事者の就業環境の改善に資する既設林道の舗装等を実施した。	
	水源林造成事業費補助、特定中山間保全整備造林事業費補助、水源林造成事業補給金及び独立行政法人緑資源機構出資金	緑資源機構による水源林の造成		29,728	水源林造成事業については、40都道府県の奥地水源地帯において急速かつ計画的な森林の造成(平成19年度植栽面積3,785ha)等を実施した。 また、特定中山間保全整備事業は、阿蘇小国郷区域及び邑智西部区域において森林の造成等を実施した。	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林道施設災害復旧等事業費補助	被災した林道施設の早期復旧	-	889	3道府県において台風及び豪雨等により被害を受けた林道施設(138箇所)の早期復旧を実施した。
		森林災害復旧造林事業費補助	激甚災害を受けた森林の早期復旧	-	352	北海道他5府県において666haの災害復旧(被害木等の整理及び跡地造林)を実施した。 (平成19年度実績値は、平成21年3月下旬取りまとめ予定)
		森林居住環境整備事業費補助金	山村地域の生活環境の整備、基幹的な林道等の整備及び居住地周辺の森林整備等 (目標)	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流の維持・向上 次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 ・育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:71%) ・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%) ・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億8千万m ³)	25,465	46都道府県の588地区において、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を創出するため、居住地周辺の森林の整備、山村地域の定住基盤の整備及び森林整備等の骨格となる林道の整備を総合的に実施した。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		緑資源幹線林道事業費補助及び特定中山間保全整備林道事業費補助	緑資源機構による基幹的林道等の整備	次の指標を満たす割合の平均を100%とする。 ・育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:71%) ・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%)	11,781	緑資源幹線林道事業については、独立行政法人が行う事業としては廃止し、平成20年度から、地方公共団体において必要性を判断した上で国の補助事業として実施することとしたことから、事業を円滑に移管するために、平成19年度については、主に災害を未然に防止するための工事、平成19年度で完成する区間の工事等を実施した。(15道県、27路線) また、特定中山間保全整備事業については、阿蘇小国郷区域において林道の開設及び改良を実施した。
		林道事業に必要な経費	森林整備に必要な林道の整備	・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億8千万m ³)	8,227	新たに 路線の林道を開設し、その結果平成19年度末の路線数は 、路線延長は kmとなった。 (平成19年度見込値については、20年6月中旬とりまとめ予定。実績値は、20年7月下旬とりまとめ予定)
		育林事業に必要な経費	森林の適切な整備		55,320	9,985haの更新を行ったほか、71,521haの下刈、34,819haの除伐等健全な森林を育成するための保育を実施した(数値はいずれも見込値)(平成19年度実績値は、20年7月下旬とりまとめ予定。)
		分収育林事業に必要な経費	分収育林箇所の保育等		352	分収育林箇所のうち、905ha(見込値)において間伐等の保育を実施した(平成19年度実績値は、20年7月下旬とりまとめ予定。)
		国有林森林計画等に必要な経費	国有林森林計画の樹立のための森林測量、森林調査等の実施		898	森林測量、森林調査等を実施し、全国155計画区中32計画区において国有林の地域別の森林計画を樹立した。
		上下流連携いきいき流域プロジェクト費	森林整備の推進等について、上下流、民・国の連携活動支援		50	44流域において、上下流市町村間の森林整備協定締結・間伐団地化のための協議会の開催、森林認証取得促進のための現地検討会等を実施。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林計画推進地方公共団体委託費等	森林施業計画認定のための調査 森林吸収量報告・検証のための調査	森林所有者等から認定請求が行われた森林施業計画の件数について100%認定(毎年度)	67	農林水産大臣が認定(変更)を行う森林施業計画に係る調査について、県に委託し、森林施業計画の認定(変更認定)1,118haを実施した。
		森林計画推進民間団体委託費	森林整備の促進等に関する調査		611	客観的・科学的な知見に基づく森林整備の実施に資するため、以下のような調査・検討を実施した。 ・全国約1万6千点を5年間で調査する森林資源モニタリング調査の1巡目及び2巡目の一部の結果から、データの時系列解析手法の開発等を行った。 ・京都議定書に基づく森林吸収量の報告に必要なデータの収集・分析、報告内容の補完と精度向上のための調査・検討を行った。 ・水源地の森林の整備・保全を効果的・効率的に推進するため、重点的に対策に取り組むべき地域を明確化する森林の脆弱性の評価手法案を作成した。
		地域森林計画編成事業費補助金	地域森林計画編成に要する経費への補助	森林法第6条第5項の規定に基づき、都道府県知事から、農林水産大臣に対して樹立協議が行われた件数について100%同意(毎年度)	375	全国158森林計画区のうち32の計画区について地域森林計画を樹立し、それぞれの計画区の地域特性を踏まえた森林整備及び保全の目標等を示すことによって、各計画区における森林の計画的な整備に寄与した。
		森林整備地域活動支援交付金	林業事業者等による施業の集約化のために必要となる森林情報の集約活動その他の地域における活動を支援	対象森林面積260万ha(平成19年度末)交付市町村数1,804市町村(平成19年度末)	7,289	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を実施した森林所有者に対し、交付金を交付した。(平成19年度見込値は、平成20年6月下旬取りまとめ予定。)
		森林整備地域活動支援推進交付金	森林整備地域活動支援交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要となる経費に対する助成		164	推進活動及び森林整備地域活動支援交付金の交付事務等に必要となる経費を助成した。(平成19年度見込値は、平成20年6月下旬取りまとめ予定。)

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		特別母樹林保存損失補償金	特別母樹林の保存に伴う損失補償	特別母樹林制度による伐採の制限により原々種の保存	10	特別母樹林の所有者に対し、平成20年3月までに損失補償金9,683千円を支払い、原々種約16千本の保存が図られた。
		林業振興対策調査等委託費のうち 森林・林業基本対策推進事業費	森林・林業をめぐる状況の変化に適切に対応した政策の推進を図るため、森林・林業・木材産業に関する多様化・複雑化した新たな課題に対する調査・研究	政策立案の基礎資料としての反映 目標値:4課題(100%) (調査課題全て政策反映: 平成19年度以降)	30	林業事業体の経営実態、諸外国における森林の小規模分散構造に対応した林業経営システム、里山林再生戦略、森林を活用した長期体験活動の推進方策といった森林・林業・木材産業に関する課題の調査・分析を行った。なお、3月末に提出される調査結果報告を受けこれを基に施策等へ反映される。
		森林づくり交付金のうち 森林整備の推進	効率的な集団間伐等の緊急的な推進のための団地の設定促進等	過去3年間の平均間伐実施面積を上回ること、緊急間伐推進団地設定数の増加等	3,323 の内数	都道府県を対象に、森林の整備・保全を推進するため、間伐団地設定の促進や優良種苗の生産・供給体制の整備等を実施した。 間伐団地設定数: (平成19年度実績値については、平成20年9月上旬取りまとめ予定)
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林整備関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317 の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林整備関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		256 の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。
		林業生産流通振興民間団体事業費補金のうち 多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費	高性能林業機械等の非皆伐施業に対応し、かつ環境負荷低減に配慮したものへの改良及びアタッチメント式汎用作業機械の開発	各開発、改良機械等が、在来型機械と同程度の作業能力を有しつつ、環境負荷低減につながる軽量化、小型化、機械の機能等を、在来型機械に対し10%向上(目標年度:各改良等完了年度)	32	ローディンググラブルの外2項目の機械の開発、改良を行った。また、低コスト間伐等支援ソフト開発用データの収集を行った。機械の機能は従来の機械に比べて約10%の向上となった。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)				
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち「100年の森林づくり」加速化推進事業費	「100年の森林づくり」を高度化・加速化させるための条件整備の実施	「100年の森林づくり」のための条件整備を2年間でおおむね50箇所実施	35	多様な森林整備を高度化・加速化させるための施業や路網整備の最適配置の検討など森林整備のブランドデザインの構築の取組を実施。 実施箇所数:20
		優良種苗確保対策事業	森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保	マツノザイセンチュウ抵抗性品種を平成22年度末までに25品種開発するとともに、広葉樹等母樹林の設定数、花粉症対策苗木の生産本数を増加させる。	100	マツノザイセンチュウ抵抗性品種を5品種開発した。広葉樹母樹林を平成19年度までに12県、109箇所を設定した。花粉症対策苗木を平成16年度に8万本、平成17年度に9万本、平成18年度に11万本生産した。(平成19年度については、平成20年6月中旬取りまとめ予定)
		森林整備活性化資金の貸付け	造林補助事業等の実施に必要な資金を無利子で貸付け	本資金を借り入れる際に作成する事業計画(森林整備合理化計画)の対象森林面積の平均値を平成15年度の1,652haから平成19年度までに1,800haに向上	貸付計画額 3,800	無利子の本資金と有利子の公庫資金を併せて貸し付けることによって、林業者の金利負担の軽減を図り、森林施業規模の集積を通じた森林整備の推進を図った。 (平成19年度実績は、平成20年7月末頃に取りまとめ予定。) なお、平成18年度の事業計画の対象森林面積の平均値は、1,718ha。
		森林法(森林計画制度)	長期的視点に立って、森林資源の持続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る	-	-	重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、森林計画制度の下、それぞれの区分にふさわしい森林の整備・保全を推進した。
		森林の保健機能の増進に関する特別措置法	公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る	-	-	森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行った。
		分収林特別措置法	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進	-	-	分収方式による森林整備を実施した。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業種苗法	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図る	-	-	本法に基づき、優良な種苗を確保するために、指定採取源の保存・整備、苗木生産技術の改良・普及・定着、優良苗木の広域での需給調整を実施した。
		国有林野の管理経営に関する法律	国土の保全その他国有林野がもつ公益的機能の維持増進等を図る	-	-	国土の保全その他国有林野がもつ公益的機能の維持増進を図るため森林整備等を実施した。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林整備関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。
		林木育種戦略	林木の新品種の開発等を実施することにより、林木育種を推進	-	-	平成19年2月に策定された新たな林木育種戦略において、長期的展望に立った林木育種の推進方策が明確にされたことから、これに従って林木育種を推進した。
		高性能林業機械化促進基本方針	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進	新たな高性能林業機械作業システムに必要な高性能林業機械の開発及び改良を実施して、その普及定着を図るとともに伐出及び育林作業の効率性の向上、省力化等を図る。	-	健全な森林の整備を推進していくため、「森林整備効率化支援機械開発事業」及び「低コスト作業システム構築事業」等の実施により、高性能林業機械の開発・改良、低コスト作業システム構築等を推進した。
		山林所得に係る森林計画特別控除 [所得税:措法第30条の2]	森林施業計画に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%又は収入金額の50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除	-	-	租税特別措置法第30条の2による減税額 2.3百万円(見込み)
		植林費の損金算入の特例 [法人税:措法第52条、第68条の38]	森林施業計画に基づき造林した場合、これに要した植林費の35%を初年度損金算入	-	-	租税特別措置法第52条による減税額 55,328千円(見込み)
		計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8]	森林施業計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として相続税の延納等の特例措置	-	-	租税特別措置法第30条の2による減税額 2.3百万円(見込み)

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70]	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例ができる。	-	-	租税特別措置法第33条に基づく課税の特例
		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73]	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除できる。	-	-	租税特別措置法第33条の4に基づく特別控除
国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	政府開発援助国際林業協力事業費補助金	熱帯林保全等に対処するための森林施業技術の開発等	海外における持続可能な森林経営への寄与度 100%(毎年度)	336	開発途上国における持続可能な森林経営に資する基礎調査、NGO等による海外植林を推進するための事業等を23カ国で実施した。	
	国際林業協力事業費補助金及び森林計画推進民間団体委託費	地球環境問題に対処するための森林施業技術の開発等	23	シベリア・極東地域において、地理情報システム等を活用し、持続可能な森林経営に不可欠な「モニタリング・評価・報告」体制の整備等を推進するため、イルクーツク州の調査等を実施した。また、違法伐採対策等のためのモデル開発のため、統計資料など関連データの収集・整備等を実施した。		
	国際林業協力費	国際会議の開催を通じた途上国の技術向上等を推進	16	各国政府関係者、国際機関、NGO等、27カ国から約150名が参加した「アジア森林パートナーシップ(AFP)第7回会合」を開催した。		
	国際機関への拠出金のうちFAO拠出金	FAOへの資金拠出を通じた森林・林業分野の活動支援	58	FAOへの拠出金を通じて、アジア地域における持続可能な森林経営のモニタリング・評価・報告体制を強化する取組を実施した。		
	国際機関への拠出金のうち国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金	ITTOへの資金拠出を通じた持続的森林経営に基づく木材貿易に関する活動支援	138	ITTOへの資金拠出を通じて、持続可能な森林経営を推進する上で障害となっている違法伐採木材を抑制するための取組を支援した。		

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		海外投資等損失準備金 [法人税:措法第55条、第68条の43]	特定の海外法人の株式等を保有する法人が、その株式等の価格の低落等による損失に備えるため一定の金額を準備金として積み立てた場合に損金算入	-	-	輸入チップ量に占める本邦法人が出資する海外産業植林由来木材チップの輸入量の割合が向上した。
山地災害等の防止	治山事業	山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備	周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を5万2千集落にする。(平成20年度)	112,012	激甚な山地災害が発生した箇所を中心に復旧対策を進める一方で、山地災害危険地区等が集中し整備の緊要度の高い箇所へ重点的に事業を実施したことにより、5万1千2百集落(見込値)において森林の山地災害防止機能が確保された。	
	森林づくり交付金のうち 山地防災情報の周知	山地防災情報の周知、共有化を総合的に図る対策の推進	山地災害危険地区の住民への周知率の増加	3,323 の内数	山地災害危険地区などの山地防災情報についてホームページ上での公開や、自主防災組織等に対する講習会及び山地災害の手引等の作成・配布により、山地防災情報の共有化や伝達を推進した。	
	山林施設災害復旧等事業費	被災した治山施設や災害により発生した荒廃山地等の早期復旧	-	3,864	平成19年度は、11,377,907千円(見込値)をもって、225箇所(見込値)の災害復旧等事業を実施した(平成19年度実績値は、平成20年6月取りまとめ予定)。	
	保安林整備管理費	保安林の指定・解除、管理等(国有保安林関係繰入含む)	保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積1,216万ha (平成20年度末)	589	全国森林計画に基づき計画的な保安林の指定等を行った。(平成19年度実績値は、平成20年7月取りまとめ予定)	
	森林保全管理等に必要な経費	森林巡視、保護林等の保全・管理の実施	-	1,882	森林を適切に保全管理するための巡視を全国で実施したほか、荒廃の見られる保護林の保全事業等を実施した。(平成19年度実績は、平成20年6月下旬頃に取りまとめ予定。)	
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち山地災害等の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317 の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種	

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山地災害等の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		256 の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。
		農林漁業金融公庫資金	保安林の指定により伐採が制限される利用伐期齢以上の立木の維持に必要な資金を貸付	-	貸付計画額 60,560 の内数	平成19年度実績は、平成20年7月末頃に取りまとめ予定。 なお、平成18年度の実績は、0件
		森林法(保安施設地区制度)	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る	-	-	荒廃地や荒廃危険地等で治山ダム等の設置等を行い森林の保全を図るため、保安施設地区制度の運用を行った。
		森林法(保安林制度)	保安林の指定により、森林の有する水源かん養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る	-	-	森林の公益的機能の発揮に必要な森林の保全を図るため、保安林制度の運用を行った。
		森林法(林地開発許可制度)	保安林以外の民有林における水源のかん養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る	-	-	保安林以外の森林における開発行為の適正化を図るため、林地開発許可制度の運用を行った。
		地すべり等防止法	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る	-	-	新たに8地区で地すべり防止区域の指定を行うなど、地すべり防止工事を実施した。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち山地災害等の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。
		保安林の非課税 [固定資産税:地法348条第2項第7号]	保安林に係る固定資産税については非課税	-	-	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税については非課税とされている。
		保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4第3項]	保安林に係る不動産取得税については非課税	-	-	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税については非課税とされている。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		保安林の非課税 [特別土地保有税:地法586条の2第28号]	保安林に係る特別土地保有税については非課税	-	-	地方税法第586条第2項第28号に基づき、保安林に係る土地に対する特別土地保有税については非課税とされている。
		特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9]	保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置	-	-	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税が軽減されている。
		特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74]	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、2000万円を控除した残額について課税	-	-	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除がなされている。
	森林病虫害等の被害の防止	法定森林病虫害等駆除費補助金	松くい虫をはじめとした森林病虫害の防除等	被害先端地域の保全松林における松くい虫被害木の駆除率100%(目標年度:平成19年度)	751	平成19年度の被害先端地域が存する県の保全すべき松林における被害木の駆除率は全体で91.8%の見込みである。(平成19年度実績値は、平成20年8月中旬頃に取りまとめ予定) これは、新たな地域での被害の発生が予想以上に進行したため、地域における対応が遅れたこと等による。
		森林害虫駆除事業委託費	松くい虫をはじめとした森林病虫害の防除等	大臣命令対象地域における松くい虫被害木の駆除率100%(目標年度:平成19年度)	186	平成19年度の大臣命令対象地域における被害木は100%駆除される見込みである。(平成19年度実績値は、平成20年8月中旬頃に取りまとめ予定)
		森林害虫駆除事業民間団体委託費	松くい虫をはじめとした森林病虫害の防除等	被害先端地域の保全松林における松くい虫被害木の駆除率100%(目標年度:平成19年度)	58	平成19年度の被害先端地域が存する県の保全すべき松林における被害木の駆除率は全体で91.8%の見込みである。(平成19年度実績値は、平成20年8月中旬頃に取りまとめ予定) これは、新たな地域での被害の発生が予想以上に進行したため、地域における対応が遅れたこと等による。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		森林害虫駆除損失補償金	松くい虫をはじめとした森林病虫害の防除等	大臣命令対象地域における松くい虫被害木の駆除率100%(目標年度:平成19年度)		平成19年度の大臣命令対象地域における被害木は100%駆除される見込みである。 3 (平成19年度実績値は、平成20年8月中旬頃に取りまとめ予定)
		森林づくり交付金のうち森林資源の保護	・地域生活に密着した松林について、地域一体となった松林保全体制の整備等を実施 ・松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るための、林内環境の改善、被害発生源管理等を実施	松くい虫被害対策事業推進計画に基づく防除事業の推進	3,323 の内数	保全すべき松林における松くい虫被害の終息化を目的とした松くい虫被害防除事業の付帯的な対策として、松林保全活動への地域住民の積極的な参加の支援、被害発生源となる不用木、不良木等の除去、抵抗性マツの植栽等による被害の発生しにくい森林環境の整備等を実施することにより、松くい虫被害対策の推進が図られている。
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林病虫害等の被害の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317 の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林病虫害等の被害の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		256 の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。
		森林病虫害等防除法	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等の実施	-	-	本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため、松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施した。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林病虫害等の被害の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	緑化推進対策事業	緑化行事の開催等により国民参加の森林づくり活動を広く国民に普及・啓発していくとともに、企業やNPO等の森林づくり活動のサポート体制整備及び活動の評価手法の開発などの環境整備を推進	森林づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる。 (H18:70万人 H21:100万人)	184	北海道での全国植樹祭、熊本県での全国育樹祭の開催等による森林の多面的機能の普及啓発を行うとともに、団体に対して、森林ボランティア等広範な国民による森林づくり活動やそのサポート体制の整備、身近な緑化技術の開発・普及への支援を行った。
		森林環境教育活動の条件整備促進対策事業費補助金	森林環境教育を推進するために必要な人材の育成や普及啓発、学校林の整備と木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定、学校林における森林ボランティア活動など、森林環境教育活動を推進していくための条件整備	子どもたちや親子等による森林体験活動の参加者数の増加等	32	森林環境教育を推進する人材を育成するための研修会の開催や、インターネットによる森林環境教育活動に関する全国情報の受発信などの取組とともに、学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定への支援を行った。 森林体験活動参加者数 (H18:318千人 H19: 千人、平成19年度実績値は、20年6月下旬とりまとめ予定)
		森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進	・企業やボランティア団体等の森林づくりへの支援、学校林における歩道等の環境整備 ・子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林・観察林、学習展示施設等の整備	人口一人当たりの施設の利用による交流人口の増加、森林ボランティア活動への延べ参加者数等の増加等	3,323 の内数	企業やボランティア団体等の森林づくりへの支援や森林環境教育の推進のための施設整備等を実施した。 森林ボランティア活動への延べ参加者数: (平成19年度の実績値は平成20年10月下旬取りまとめ予定)
		森林空間総合利用事業等に必要経費	国有林野の総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進	公衆の保健のための国有林野の活用推進(レクリエーションの森の利用者数)	163	レクリエーションの森において、森林環境整備を実施するとともに、利用者に対する情報提供を行った。 また、国有林として、回(19年度)に及ぶ森林教室等の実施や、ボランティアの森林づくり等の場である「ふれあいの森」(19年度末 ha)、森林環境教育の場である「遊々の森」(19年度末 ha)の設定を推進し、森林とのふれあいの場を広く提供した。 レクリエーションの森の利用者数: 百万人 (平成19年度実績値は、20年7月下旬とりまとめ予定。)

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
山村地域の活性化	林業生産流通振興事業費補助金のうち 森業・山業創出支援総合対策事業	異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出のため、ビジネスプランの選定、実証事業運営等を実施	事業を採択した地区において新たな産業が創出され、それらが起業から5年後までに単年度収支がプラスになる割合100%(目標年度:平成26年度)	115	林業体験、都市住民との交流、間伐材を利用した木工品作成や木材加工、花木・山菜の販売など起業者の創意工夫を活かしたプラン17件を優良プランとして選定し、支援を行った。	
	林業生産流通振興事業費補助金のうち 山村力誘発モデル事業	山村と都市とが連携して行う、意欲的で先導的な取組を選定・支援してモデルを構築する。併せて山村地域の活性化のための新たな方策の調査等や地域情報の発信等を一元的に実施	事業実施山村における都市との交流人口が当該事業実施山村の住民数以上であることとし、かつ、前年度の交流人口増加率を維持・向上させること。	145	山村再生ビジョンの策定、地域資源を活用した体験メニュー作り、都市住民との交流、山村の生活に関する情報提供など37事業を優良プランとして選定し、支援を行った。	
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち地域間交流拠点の整備等	都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設等の整備を推進	-	34,088の内数	地区(6月末確定予定)で事業を実施し、計画主体が自ら定めた3～5年後の成果目標の達成に向けて計画的かつ効果的に事業を実施中。	
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち山村地域活性化関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種	
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山村地域活性化関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	256の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。	
	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち山村地域活性化関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。	

実績評価(政策手段シート)

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進
------	----------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見	
目標	目標の内容						
①	望ましい林業構造の確立	林業生産流通振興事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 新規林業就業者の確保・育成 施業等の集約化の推進により経営規模の拡大に取り組む林業事業者等の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業者による事業量のシェアの増加 目標:素材生産量の60% 造林・保育面積の70%(平成27年度) 効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業者の数の増加 目標:2,600(平成27年度) 	8,308	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者の確保・育成を図るため、緑の雇用担い手対策事業により、森林整備の担い手として必要な専門的技術・技術を習得させる実地研修等を実施した。 研修終了者の本格就業移行率 H18:96%、H19値は20年7月下旬に取りまとめ予定。 緑の雇用による新規就業者数 H18:832人、H19値は20年7月下旬に取りまとめ予定。 施業集約化・供給情報集積事業により、森林組合等林業事業者が森林所有者に対して、施業内容、収支等を明らかにして行う提案型施業の普及・定着化を推進。 長期経営・施業受託を行っている森林組合数 (指標(4)参考データ) H17:170組合 H18:325組合 	
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金 (うち多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費、林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費を除く)			28		
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち望ましい林業構造の確立			6,433の内数		生産性の向上を図るために作業道等の整備と高性能林業機械の導入を実施した。 指標(2)高性能林業機械の普及台数 H17:2,909台 H18:3,209台
		林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金のうち林業就業促進資金造成費			10		新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を図るため、就業準備に必要な資金の貸付を実施した。 貸付額 H18:34百万円 (H19値は、20年7月上旬取りまとめ予定)

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		林業振興対策調査等委託費のうち 林業労働災害防止フロンティア事業費	林業労働災害防止機械器具等の開発改良	労働災害件数の減少 第10次労災防止計画期間(H15～19)の労働災害件数の9次の総件数に対する減少率 目標:20%減	30	労働災害を防止するための最新の技術等を取り入れた機械・器具等の開発・改良を実施した。 労働災害件数 H18:1,972件 (H19値は、20年5月下旬取りまとめ予定)
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 林業担い手等の育成確保	・リーダーとなる林業就業者の育成 ・林業労働災害防止のためのセミナー等の実施		6,433 の内数	林業就業者の確保・育成を図るため、リーダーとなる林業就業者の養成、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施した。 労働災害件数 H18:1,972件 (H19値は、20年5月下旬取りまとめ予定。)
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 特用林産物消費・流通総合支援対策事業費	・特用林産物の需要拡大を図るための全国規模でのPR活動や大消費地でのフェアの開催等の実施	きのご類の生産量の増加 目標:42.5万トン(平成27年度)	51	全国規模でのPR活動や特用林産物フェア等需要拡大に向けた取組を実施した。 きのご類の生産量 平成18年:42.5万トン (H19年見込値は20年6月下旬、実績値は20年8月中旬取りまとめ予定。)
		強い林業・木材産業づくり交付金のうち 特用林産物の振興	・特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備		6,433 の内数	きのご生産施設等を整備した。 きのご類の生産量 平成18年:42.5万トン (平成19年見込値は20年6月下旬、実績値は20年8月中旬取りまとめ予定。)
		林業普及指導事業交付金	森林法第195条第1項に基づく、都道府県に対する林業普及指導事業交付金の交付	指導林家一人当たりの年平均活動日数 目標:7日(平成15年度)→10日(平成20年度)	520	林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うとともに、林業研究グループの地域活動に対する支援等を行った。 (平成19年度実績値は、平成20年7月取りまとめ予定) (参考:平成18年度の実績値 7日)
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち 林業後継者活動支援事業費、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費	林業後継者の育成・確保を図るための活動等の推進		193	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業振興対策調査等委託費のうち 森林整備効率化支援機械開発事業費	多様な形態の森林整備や作業システムに対応し得るような高性能林業機械の開発・改良を行う。	素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合。 目標:3割(平成16年) → 6割(平成27年)	153	作業路作設用アタッチメントの改良、大径木対応型ハーベスタ等9項目の機械の開発、改良を行った。
		林業生産流通振興事業費補助金のうち 低コスト作業システム構築事業費	森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、作業路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、実証及び普及を行う。		202	11箇所のモデル林を設定するとともに、OJT研修の実施、地域に適した作業システムについて現地検討を行った。
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち地域間交流拠点の整備等	地域資源である森林空間を総合的に利用し、都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設等の整備を推進	—	34,088 の内数	〇〇地区(6月末確定予定)で事業を実施し、計画主体が自ら定めた3~5年後の成果目標の達成に向けて計画的かつ効果的に事業を実施中。
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち林業経営関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317 の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち林業経営関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		256 の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。
		農林漁業金融公庫資金	林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利な資金の貸付 特用林産物の生産等施設の取得にかかる資金の貸付	—	貸付計画額 60,560 の内数	造林等に必要な資金の貸し付けを行った。 (平成19年度実績は、平成20年7月末頃に取りまとめ予定。) なお、平成18年度の実績は、1,713件貸付。 林産物の生産等に必要な資金の貸し付けを行った。 (平成19年度実績は、平成20年7月末頃に取りまとめ予定。) なお、平成18年度の実績は、15件貸付。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善及び林業従事者の福祉向上のための中・短期の無利子資金の貸付 (目標②)	—	貸付枠 10,000 の内数	林業者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、都道府県から貸し付けを行った(平成19年度実績値は、平成20年7月下旬取りまとめ予定)。 (参考)平成18年度貸付件数267件、貸付額26億円
		農林漁業信用基金出資金のうち 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤強化法)	木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置 (目標②)	—	融資枠 126,800	事業合理化を推進するために必要な資金を低利で融通する措置を行った。(平成19年度実績値は、平成20年8月下旬取りまとめ予定) (参考)平成18年度実績 貸付件数:2,232件、 貸付額:502億円
		森林保険特別会計 森林保険費等歳出費	森林所有者等からの保険料によって運営されている森林国営保険において、被災した契約森林に対して保険金等を支払う	—	5,317	平成19年度は39億円程度(見込値)の保険金の支払を行った。(平成19年度の見込みは平成20年4月下旬取りまとめ予定。実績は平成20年9月上旬取りまとめ予定)。
		林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	・都道府県知事による林業経営改善計画の認定 ・森林の所有権の移転や施業等のあっせん等	—	—	林業経営改善計画の新規認定者数 H18:15件 (H19値は、20年6月下旬取りまとめ予定。)
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る。	—	—	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等への明確化を行った。
		森林法(普及指導事業制度)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業	—	—	林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うとともに、林業研究グループの地域活動に対する支援等を行った。 (平成19年度実績値は、平成20年7月取りまとめ予定) (参考:平成18年度の実績値 7日)

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業・木材産業改善資金助成法	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進 (②)	—	—	本法に基づき、47都道府県において、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進するため、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施した。
		森林組合法	森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る	—	—	社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から「信託法整備法」が整備され、これにより森林組合法についても、信託法との適用関係について見直す(新信託法では、受託者が信託財産の抵当権を取得することが規定されたことにより、森林組合法の抵当権特例を削除等)など一部を改正。
		林業労働力の確保の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・国による林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定 ・都道府県による林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 ・林業労働力確保支援センターによる高性能林業機械の貸付等 	—	—	林業労働力の確保に関する政策の基本的な方向等を明らかにするため、平成8年に国の基本方針を定めている。 また、全都道府県において基本計画が策定されている。
		森林国営保険法	森林国営保険法に基づく森林国営保険の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てんを行う	—	—	本法に基づき、平成19年度において、森林の災害に対し、1万1千件程度(見込値)の損失補てんを行った(実績値は平成20年9月上旬取りまとめ予定)。
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち林業経営関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	—	—	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。
		農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条の3、第65条の5、第68条の76]	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のための土地を譲渡した場合の特例控除 ・林業経営基盤強化法に基づき知事のあっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除 	—	—	森林組合等のあっせんによる林地保有の合理化のための土地の譲渡に対し、特別控除を適用。 平成18年度:78件、減税額19百万円 平成19年度値は平成20年8月下旬取りまとめ予定

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		中小企業者が機械等を取 得した場合等の特別償却又 は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10 条の3、第42条の6、第68条 の11]	取得価格の30%の特別償却又は7% の税額控除(税額控除については資 本等の金額が3千万円以下の中小企 業者等に限る。)	—	—	森林組合等が機械等を取 得した場合等に 特別償却又は特別控除を適用。 平成18年度:減税額31百万円 平成19年度値は平成20年8月下旬取りま とめ予定
		山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条]	山林所得の金額の計算上、収入金 額から控除すべき必要経費は、立木 収入(収入金額-伐採費・譲渡に要し た費用)に100分の50を乗じた金額と することができる。	—	—	山林所得の金額の計算において、簡便な方 法により必要経費が算出された。
		中小企業等の貸倒引当金 の特例 [法人税:措法第57条の10、 第68条の59]	貸倒引当金の繰越限度額を法定繰 入額の16%増しとすることができる。	—	—	森林組合等の貸倒引当金の繰入限度額に ついて、特例を適用。 平成18年度:639件、減税額20百万円 平成19年度値は平成20年8月下旬取りま とめ予定
		漁業協同組合等の留保所 得の特別控除 [法人税:措法第61条]	原則として留保所得の32%相当額を 損金算入	—	—	森林組合等の留保所得について、特別控 除を適用。 平成18年度:72件、減税額2百万円 平成19年度値は平成20年8月下旬取りま とめ予定
		農林中央金庫等の合併に 係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2]	農協等が一定の要件を満たした合併 を行う場合には適格合併とする。	—	—	合併により設立した森林組合数 平成18年度:34組合 平成19年度値は平成20年8月下旬取りま とめ予定
		信用保証協会等が受ける抵 当権の設定登記等の税率 の軽減 [登録免許税:措法第78条 の3第2項]	農林漁業信用基金の信用保証に係 る債権を担保するために受ける抵当 権の設定登録等についての税率の 軽減 (4/1,000→1/1,000)	—	—	平成19年度実績 件数 22件、減税額 3,872千円(見込値)

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき土地を取得した場合の減額 [不動産取得税:地法附則第11条の4第3項]	入会林野整備計画等の対象の土地(20ha以上)を取得し3年以上計画に適合する利用をしたときは、所定の算式による金額を控除	—	—	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づく不動産取得税の減額措置により、入会林野等の整備が促進され、権利関係の近代化が図られた。
		特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5]	相続又は遺贈により取得した森林施業計画対象山林について、引き続き森林施業計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林施業計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする。	—	—	相続後も森林施業が継続された。 減税額53百万円(見込値)
②	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	強い林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備 ・川上川下の連携の構築等 	<p>地域材の供給・利用量の増加</p> <p>木材(国産材)の供給・利用量 2,300万m³ (平成27年目標)</p>	6,433の内数	<p>木材流通施設の近代化、林産物の生産・加工・流通施設等55箇所を整備した。</p> <p>地域材を利用した低コスト化や耐火性能の向上などを図る先駆的な公共施設や文部科学省との連携による環境に配慮した学校(エコスクール)等の学校関連施設等15箇所を整備した。</p> <p>木質バイオマスを利用した木質ペレット製造施設や木質バイオマスエネルギー供給施設及び利用施設12箇所を整備した。</p>
		林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・加工・流通の合理化に係る設備導入、技術開発、普及啓発等を促進 ・民間団体が行う木材利用の推進に関する技術開発及び普及啓発等に対する支援 ・民間企業等から提案された新たな取組を実践し、木質バイオマスを総合的に利用するモデルを構築 ・木材輸出の取組に対する支援 ・地域の安定した木材需給に向けた国内外の関係情報の収集等に対する支援 		724	<p>木材供給の高度化のため、リースにより導入した高性能製材設備やプレカット加工設備、木材乾燥設備など19件について、そのリース料に対する助成を実施した。</p> <p>地域材の新しい市場を開拓し、供給を拡大するため、地域材を使ったマンションの内装材等について14件の開発支援を行った。</p> <p>地域の安定した木材需給に資するため、市況検討会(8回)の開催やモニターによる海外情報の収集等を行うと伴に、情報誌・ホームページ等で情報を提供した。また、品質、性能の明確な乾燥材の需要に対応するため、乾燥材提供者のデータを整備した。</p> <p>木材輸出を促進するため、海外見本市(中</p>

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
						国・韓国)への出展支援、海外セミナー(3回)、国内セミナー(3回)等を実施した。 木質バイオマスを総合的に利用するモデルの構築に向け、民間企業等から提案された新たな取組を4地域で推進した。
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち持続可能な開発対策事業費	・地域材が幅広い層からの実需に結びつくようキャンペーン活動、フェアの開催等を実施 ・2003年に日本とインドネシアの間で署名・公表された、違法伐採対策のための協力に関するアクションプランに基づく木材トレーサビリティ技術を開発		203	地域材を利用する意義の浸透を図るためのシンポジウムを2回、ラジオシンポジウムを1回、地域材製品利用の優良事例等を紹介する企業向けセミナーを8回、エコ消費活動グループと連携した講習会等を13回開催するなど地域材利用に係る提案を実施した。 2003年6月に日本とインドネシアとの間で署名・公表された、違法伐採対策のための協力に関するアクションプランに基づき、木材輸出国において導入が可能な木材トレーサビリティ技術の開発を実施した。
		林業信用保証事業交付金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施	平成15年10月から平成20年3月までの決算を通じての林業信用保証勘定の収支の均衡(損益ベース)	454	農林漁業信用基金の業務運営が円滑に実施された。 (平成19年度実績は、平成20年9月頃に取りまとめ予定。)
		販売事業に必要な経費	木材等林産物の販売	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	1,156	管理経営基本計画に即して〇〇万m ³ の木材の販売を実施した。 (平成19年度実績値は、平成20年7月下旬とりまとめ予定。)
		生産事業に必要な経費	素材(丸太)の生産		4,951	管理経営基本計画に即して〇〇万m ³ の素材生産を実施した。 (平成19年度実績値は、平成20年7月下旬とりまとめ予定。)
		林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち木材新規用途開発促進事業費	新たな木材利用の技術開発の推進	リグノフェノールを1kg当たり3千5百円で製造するシステムを平成20年度末に開発する。	85	リグノフェノール製造の低コスト高純度化のための研究及び施設整備、各種試験、評価分析を行った。平成19年度時点でのリグノフェノール1kg当たり製造単価は4000円

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)		(設定されている場合)	(百万円)	
		林業振興対策調査等委託費のうち木質バイオ燃料製造技術開発促進事業費	木質バイオマスからのエタノール製造技術の加速化に向けた、低コストで最適なシステム的设计	10年後に木質バイオマスからのエタノール変換収率を2倍に向上	30	10年後に木質バイオマスからのエタノール変換収率の2倍向上に向けた最適な製造システム的设计を行った。
		林業生産流通振興事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金	合法性等が証明された木材・木製品の円滑な供給が可能となるよう業界団体による自主的取組を支援	木材(国産材)の供給・利用量2,300万m ³ (平成27年目標)	118	合法性等の証明された木材の円滑な供給のための体制整備を支援するとともに、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性等について、企業、消費者等に対し、 ①事業者研修会の実施(全ての認定事業者) ②ポスターパンフレット作成配布(事業者向け、企業・消費者向け) ③ホームページに合法木材製品紹介ページを追加(合法木材ナビ) ④各種商品フェアでのPR ⑤国際セミナーの開催を実施した。
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち地域間交流拠点の整備	姉妹都市等の提携等を行っている相手方の地域材を活用した公共施設及び条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の木造公共施設の整備等を推進	—	34,088の内数	〇〇地区(6月末確定予定)で事業を実施し、計画主体が自ら定めた3~5年後の成果目標の達成に向けて計画的かつ効果的に事業を実施中。
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち木材関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	10,317の内数	掲載論文数 490本 研究者数 441人 一人当たりの論文数 1.11本/人 新品種の開発数 80品種
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち木材関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		256の内数	中期目標の達成に必要な東北支所共同研究棟改修等の施設の整備を行った。
		木材の安定供給の確保に関する特別措置法	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、木材の安定供給の確保を図る	—	—	各都道府県が本法律に基づき、木材安定供給確保事業計画の認定を行っている。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち木材関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	—	—	都道府県、森林総研、林野庁が参画する地域ブロック会議において、平成19年1月に策定した森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を周知徹底した。
		エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の2、第42条の5、第68条の10]	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除	—	—	本特例措置により、新エネルギー導入に資する設備の導入に際し、負担軽減となった。 なお、平成18年度における装置の導入実績は15件であった。(課税時期が翌年度となるため、平成19年度の減税実績の把握は平成20年度となる。)
		中小企業者が機械等を取 得した場合等の特別償却又 は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10 条の3、第42条の6、第68条 の11]	取得価格の30%の特別償却又は7% の税額控除(税額控除については資 本等の金額が3千万円以下の中小企 業者等に限る。)	—	—	本特例措置により、中小企業者が機械等 の導入に際し、負担軽減となった。 なお、平成18年度における実績は17件で あった。(課税時期が翌年度となるため、平 成19年度の減税実績の把握は平成20年度 となる。)
		再商品化設備等の特別償 却 [所得税・法人税:措法第11 条の6、第44条の6、第68条 の26]	取得価格の14%の特別償却	—	—	本特例措置により資源再生に資する設備 の導入に際し、負担の軽減となった。 なお、平成18年度における設備の導入実 績は7件であった。(課税時期が翌年度とな るため、平成19年度の減税実績の把握は平 成20年度となる。)
		住宅借入金等を有する場合 の所得税額の特別控除 [所得税:措法第41条、第41 条の2]	個人が、一定の住宅取得又は増改 築等を行い、自己の居住の用に供し た場合、当初10年間、入居年及び年 末の住宅ローン残高から計算した一 定の額を所得税から控除	—	—	本住宅ローン控除制度により木造住宅を 含む住宅購入等に際し負担の軽減となっ た。 なお、住宅取得の初期負担の軽減を行っ たところ、106万戸の住宅が着工された。
		廃棄物再生処理設備の固定 資産税の課税標準の特 例措置(廃木材破砕・再生 処理装置、廃木材乾燥熱圧 装置) [固定資産税・都市計画税: 地法附則第15条第15項]	廃棄物再生処理用設備を取得した 場合の課税標準の軽減措置(3年間 1/4控除)	—	—	地方税法附則 本特例措置により、資源の有効利用に資 する装置の導入に際し、負担軽減となっ た。 課税時期が翌年度となるため、平成19年 度の減税実績の把握は平成20年度となる。 なお、平成18年度における装置の導入実 績は233件であった。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域エネルギー利用設備に対する課税標準の特例措置[固定資産税・都市計画税:地法附則第15条の12、第11条の18]	石油以外のエネルギー資源の有効利用の促進に資する特定の機械(一定の要件を有する)等を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間1/8控除)	—	—	本特例措置により、資源の有効利用に資する装置の導入に際し、負担軽減となった。 なお、平成18年度における実績は110件であった。(課税時期が翌年度となるため、平成19年度の減税実績の把握は平成20年度となる。)
		新築住宅を取得した場合の固定資産税の減額[固定資産税・都市計画税:地法附則第15条の6]	一定の要件に該当する新築住宅に対する固定資産税の減額(3年間1/2減額)	—	—	本固定資産税の特例措置により、木造住宅を含む住宅購入等に際し負担の軽減となった。
		国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例[不動産取得税:地法附則第11条第1項(地法第73条の14第6項)]	木材産業の健全な発展等に資するため木材処理加工施設等の整備を促進	—	—	(課税標準の特例) 平成18年度実績 件数:12件、減税額:9百万円 平成19年度値は、20年8月下旬取りまとめ予定。
		特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の贈与税の特例[贈与税:措法第70条の3、第70条の3の2]	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた際に、通常の相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の者からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする。	—	—	本特例措置により、木造住宅を含む住宅の取得又は増改築の負担の軽減となった。
		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70]	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で圧縮記帳出来る。	—	—	本特例措置により、収用等に伴う、代替資産の取得等に関して負担の軽減となった。
		交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:措法第33条の2]	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。	—	—	本特例措置により、交換処分等に伴い資産を取得する場合の負担の軽減となった。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73]	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除できる。	—	—	本特例措置により、保証金等で山林を取得する場合の負担の軽減となった。
		特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例措置 [所得税・法人税:措法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80]	収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える部分に課税	—	—	本特例措置により、林業用の土地、建物、構築物等の買換え、又は交換した場合の負担の軽減となった。
		収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税:措法第64条の2、第68条の71]	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。	—	—	本特例措置により、収用、買取り又は交換により、林業用の土地又はその土地の建物の取得に関して負担の軽減となった。